

甲府市公共サイン計画

Plan for Public Signs of Kofu City



平成 29 年 3 月
甲 府 市

はじめに

甲府盆地の中央に位置し、富士山、ハヶ岳、南アルプス連峰を望む、豊かな自然とあふれる光に恵まれた美しいまち甲府市は、永正16（1519）年に甲斐の府中「甲府」として誕生して以来、山梨県の政治・経済・文化の中心地として発展し、平成31（2019）年には開府500年を迎えます。



こうした中、整備が進められているリニア中央新幹線の新駅設置や中部横断自動車道などを最大限に活用することで、定住人口はもとより、交流人口の増加を図り、交流と賑わいの創出につなげるため各種施策の推進に努めているところです。

また、誰もが参加しやすく、市民の皆様にとって暮らしやすい地域社会を創るため、ハード整備だけでなく、提供されるサービスや情報などソフト面を含めたユニバーサルデザインの考え方を基調とする幅広い視点に立った施策を進めています。

こうした状況を踏まえ、市民や来訪者の皆様に、甲府市の産業、観光、歴史、文化、自然、公共施設等の情報をよりわかりやすく正確に伝えるために、公共サインの統一的なデザインと表記や設置の基準等を定めました。

今後は、本計画に基づき、自然景観や歴史景観にも調和した甲府市らしい公共サインの整備に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

甲府市長 樋口 雄一

目次

第1章 本計画の目的及び適用範囲

- 1-1 計画策定の背景と目的 3
- 1-2 公共サインの定義 4
- 1-3 本計画の適用範囲 5

第2章 現状と課題

- 2-1 既存公共サインの設置状況 9
- 2-2 現状の問題点と課題 11

第3章 整備の基本方針

- 3-1 基本理念と基本目標 15
- 3-2 ユニバーサルデザイン及び景観への配慮方針 16

第4章 基本デザイン

- 4-1 地域の特性や資源 21
- 4-2 デザインコンセプト 24
- 4-3 素材や形状等の基本的な考え方 26

第5章 表記基準

- 5-1 表記に関する共通事項 31
- 5-2 地図の表記基準 46
- 5-3 言語の表記基準 51

第6章 設置基準

- 6-1 設置にあたっての基本事項 57
- 6-2 各種サインの設置基準 58

第7章 標準サンプル

- 7-1 表示情報のレイアウトの条件 65
- 7-2 各種サインのデザイン例 71

第8章 整備・維持管理

- 8-1 整備・維持管理の基本的な流れ 77
- 8-2 整備・維持管理における留意事項 78
- 8-3 情報提供の充実 81

参考資料編

- 1. 公共サインに関する市民アンケート調査結果の概要 85
- 2. 標準サンプルの構造図 90

第1章

本計画の目的及び適用範囲

第1章 本計画の目的及び適用範囲

1-1 計画策定の背景と目的

甲府市内には、公共施設への誘導や施設名称、観光情報等の表示をするための公共サインが多数設置されていますが、それらは統一感や一体感に欠け、また、景観への配慮についても十分とは言えない状況にあります。

このような状況の中、第六次甲府市総合計画では、自然と都市機能が調和する快適なまちをつくるという基本目標を達成するための施策の一つとして「良好な景観の形成」を設定し、来訪者が安全で円滑に移動できるよう自然景観や歴史景観に配慮した、わかりやすく統一感のある公共サインの設置を推進することをその取組の一つに位置付ける中で、自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくりに向けて景観形成を促進するとしています。

「甲府市公共サイン計画」は、甲府市の産業、観光、歴史、文化、自然、公共施設等の情報を市民や来訪者にわかりやすく正確に伝えることができ、かつ、甲府市のまちなみや自然環境に適した公共サインの統一化と整備等の効率化を図ることを目的として策定するものです。

1-2 公共サインの定義

公共サインとは、人々にまちや地域の地理、方向、施設位置などの情報を提供するための媒体としての標識・案内地図・誘導板等の総称であり、公的主体が道路上や公共施設の敷地などの公的空間に設置するものとされています。

なお、公共サインの種類としては、概ね以下のように分類できます。

〔公共サインの種類〕

案内サイン

地図などの情報を表示し、その範囲における施設の位置やその場所への行き方などを伝えるためのサイン



誘導サイン

名称、ピクトグラム、矢印、距離などを表示して、地域や施設の方向、ルートを伝えるためのサイン



記名サイン

名称やピクトグラムなどの情報を表示し、その施設の入口部であることを伝えるためのサイン



説明・解説サイン

観光施設や地域資源などの特徴、設備の使い方などを伝えるためのサイン



規制・注意喚起サイン

利用者の行動を制限するための注意や呼び掛けを行うためのサイン



その他のサイン

通りの愛称名や通称名を伝えるための「通り名サイン」など



1-3 本計画の適用範囲

本計画は、甲府市が設置する公共サインで、公共施設等への案内・誘導を目的としたサイン（案内・誘導・記名）を適用範囲とします。

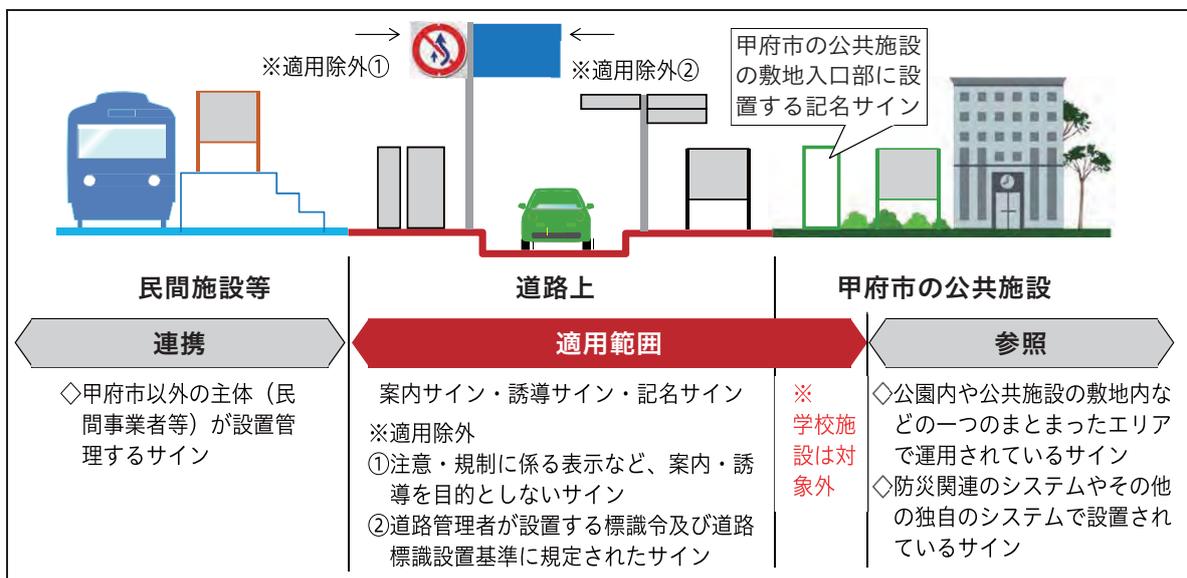
また、甲府市の公共施設の敷地入口部に設置する記名サイン（学校施設は除く）についても本計画を適用することとし、その他のサインについても適宜、本計画との連携や各種基準の参照に努めることとします。

なお、注意や規制に係る表示などの案内・誘導を目的としない公共サイン、ならびに標識令及び道路標識設置基準に基づいて設置されたものについては適用除外とします。

本計画の適用範囲の基本的な考え方

	種別	サインの種類
適用範囲	◇甲府市が設置する公共サインで、公共施設等への案内・誘導を目的としたサイン	・案内サイン ・誘導サイン ・記名サイン
	◇甲府市の公共施設の敷地入口部に設置する記名サイン（学校施設は除く）	・記名サイン
連携・参照	◇公園内や公共施設の敷地内などの一つのまとまったエリアの中で運用されているサイン	・園路サイン ・解説サイン
	◇避難場所、住居表示など独自のシステムで設置されているサイン	・街区案内板、住居表示板 ・避難場所の表示
	◇甲府市以外の主体が設置管理するサイン	・PRサイン、幟、横断幕
適用除外	◇注意・規制に係る表示など、案内・誘導を目的としないサイン ◇道路管理者が設置する標識令及び道路標識設置基準に規定されたサイン	・注意標識 ・規制標識 ・道路標識

適用範囲のイメージ



第2章

現状と課題

第2章 現状と課題

2-1 既存公共サインの設置状況

既存公共サインの庁内の所管部局への基礎調査（平成27年12月下旬～平成28年2月中旬）の結果、所管部局は10部21課であり、所管数量は全体で320基（案内：28基、誘導：131基、記名：161基）となっています。

また、甲府市内に設置されている公共サインの種類（案内・誘導・記名）別の設置例は、次頁に示す通りであり、各タイプともに様々な規格や素材、色調、デザインの公共サインが設置されています。

既存公共サインの所管部局と所管数量の内訳

部 名	所 管 部 局		所管数量（基）			
	課 名	係 名 等	案内	誘導	記名	計
企画部	地域振興課	南北振興係	－	4	－	4
総務部	管財課	庁舎係	1	10	6	17
市民部	消費生活課	交通安全係	1	－	5	6
福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	－	－	8	8
	健康衛生課	保健係	－	8	5	13
	生活福祉課	保護事務係	－	3	1	4
	子ども支援課	青少年係	－	2	－	2
		中央部幼児教育センター	－	1	2	3
		北部幼児教育センター	2	－	2	4
小計			2	14	18	34
産業部	観光課	観光係	13	31	5	49
	農政課	振興係	2	4	3	9
	林政課	水源保全係	1	6	1	8
	雇用創生課	雇用創生係	－	1	－	1
	地方卸売市場経営管理課	施設係	－	1	2	3
	小計			16	43	11
教育部	図書館	管理係	－	6	－	6
	スポーツ課	スポーツ係	－	7	12	19
	生涯学習文化課	芸術係	－	3	1	4
		生涯学習係	－	1	8	9
		文化財係	6	4	3	13
	学事課	高校・専門学校：2校	－	5	4	9
		中学校：11校	－	4	27	31
		小学校：25校	－	5	44	49
小計			6	35	99	140
建設部	道路河川課	道路係	－	22	1	23
		補修センター	－	－	2	2
	住宅課	住宅係	2	－	9	11
	小計			2	22	12
環境部	総務課	庶務係	－	2	3	5
病院事務局	総務課	庶務係	－	－	5	5
上下水道局業務部	総務課	管財契約係	－	1	2	3
小計				3	10	13
合 計			28	131	161	320

— 甲府市内に設置されている公共サインの種類別の設置例 —



案内サイン

誘導サイン

記名サイン

2 - 2 現状の問題点と課題

公共サインの現状を、「既存公共サインの設置状況」「所管部局の問題意識等」「市民アンケートの結果」から分析し、現状の問題点と課題を以下のように整理します。

(1) 既存公共サインの設置状況

甲府市における既存公共サインは320基（案内：28基、誘導：131基、記名：161基）であり、それらの所管部局は10部21課となっています。

既存の公共サインは、市役所本庁舎関連の公共サインなど、一定のエリアに関して独自のコンセプトに基づいて設置されているものもありますが、全体としては各種類（案内・誘導・記名）とも、様々な規格や素材、色調、デザインの公共サインが設置されています。

(2) 所管部局の問題意識等

〔維持・管理〕

既存公共サインは、設置時期が不明なものや、老朽化が進んでいるものも多くありますが、計画的な維持・管理・更新が行われていないのが実状となっています。

県道等に設置されている甲府市の公共サインについては、道路占用の継続申請時に安全点検及び報告が必要となるため、計画的な維持・管理を行う必要があります。

〔規格・デザイン〕

規格やデザインに関しては、合併前の旧町村で設置されたものもあるため、全体的な統一性はないものの、文化財関連等については、色彩・デザイン等の景観に配慮したものも設置されています。

〔整備のあり方〕

全ての公共サインを一斉に統一化することは困難であるため、計画的かつ効率的な維持・管理・更新の取組を行うことが重要となります。

(3) 市民アンケート調査の結果

〔公共サインの役割〕

市民の交通手段は、自動車、徒歩、自転車が大半を占め、また、現状で7割を超える回答者が公共サインを活用していることから、車両や歩行者を対象とした公共サインは、市民生活にとって引き続き重要な役割を果たすと考えられます。

〔既存の公共サインに対する市民の評価〕

設置場所は、概ね問題はないという評価であるものの、数量やデザイン、表示内容のわかりやすさ等に関する評価が低くなっています。

自由意見の中では、「維持・管理が不十分」「案内が不十分」「表示内容がわかりにくい」といった意見が出されています。

わかりやすく統一感のある公共サインの設置を積極的に推進することについては、回答者の8割近くが賛同を示しています。

(4) 現状の問題点等を踏まえた課題

公共サインの現状の問題点や本計画策定の背景・目的を踏まえて、公共サインに関する課題を以下のように設定します。

課題1：公共サインの充実に関する課題

市民や来訪者が、安全かつ円滑に目的地まで移動することができるように、必要な情報をわかりやすく、正確に伝えるための公共サインの充実を図る必要があります。

課題2：公共サインの規格・デザインに関する課題

公共サインの規格やデザインについては統一化を図るとともに、デザインに活かすべき要素等を明確にする必要があります。

課題3：公共サインの維持・管理・更新に関する課題

公共サインの新設・更新にあたっては、管理台帳の整備や更新を行い、計画的かつ効率的な維持・管理・更新を行う必要があります。

また、長寿命化を図るとともに、公共サインの視認性を確保するための周辺環境の維持・管理にも対応する必要があります。

課題4：公共サインに関わる主体の相互連携に関する課題

公共サインや民間のサイン又は公共サイン相互の設置に関する連携や調整を図る必要があります。

第3章

整備の基本方針

第3章 整備の基本方針

3-1 基本理念と基本目標

公共サインに関する課題等を踏まえて、本計画の基本理念及び基本目標を次のように設定します。

〔基本理念〕

自然景観や歴史景観にも調和した 市民や来訪者に心地良い 甲府らしい公共サイン整備

甲府市の産業、観光、歴史、文化、自然、公共施設等の情報を市民や来訪者にわかりやすく正確に伝えるとともに、甲府市のまちなみや自然環境に適した公共サインの整備を目指します。

〔基本目標〕

①市民や来訪者にとって安全でわかりやすい誘導

市民や来訪者が、安全かつ円滑に目的地まで移動することができるように、道路や公共施設（敷地入口部）における公共サインの充実を図ります。

②甲府らしいデザインと的確な情報提供

市民や来訪者の案内・誘導のために必要な情報を的確に伝え、表示内容等の統一化を図る中で、甲府らしさが感じられるデザインの創出を図ります。

③適切な取組による計画的かつ効率的な整備

計画的かつ効率的な設置を行うとともに、定期的な保守点検等を行い、適切に維持・管理・更新を推進します。

④関係主体や地域との連携・調整による整備効果の相乗的な向上

拠点エリアや観光地等における公共サインや民間のサインとの相互連携や計画調整を図ることにより、整備効果を相乗的に高めます。

3-2 ユニバーサルデザイン及び景観への配慮方針

(1) ユニバーサルデザインへの配慮方針

〔外国人来訪者への配慮〕

外国人の来訪者が多いエリアにおける案内サインの凡例は、原則として4カ国語表記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行うとともに、主要な名称にはローマ字を併記する他、公共サインを設置する場所の特性に応じて英語以外の外国語表記の追加を検討します。

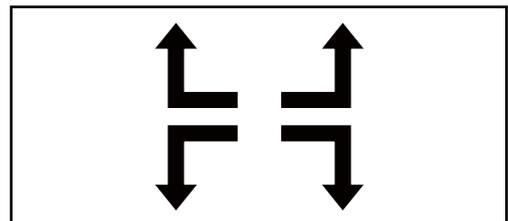
ただし、多言語による表記は、多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように注意します。

また、ピクトグラムは、世界共通の事象を示す記号として多くの人に理解されるものであるため、公共サインの表示において積極的に活用します。

誘導サインの矢印の使い方について、例えば日本では下向き矢印を「戻れ」あるいは「進行方向と逆方向」という意味にとらえることがありますが、外国では一般的に「下へおろる」「くぐる」といった場合に下向き矢印を使います。

同様に指示方向が折れた矢印（右図）についても、誘導サインの表現としては誤解を招く可能性があるため、右図のような矢印は使わずに、可能な限り「←」「→」「↑」「↓」の4種類を用いるようにします。

指示方向が折れた矢印の例



〔車いす使用者・歩行困難者への配慮〕

車いす使用者の視線に配慮した表示面の高さを設定するとともに、その人が見やすい距離まで近づいて表示面を見ることができるよう、公共サインの設置場所や形状に配慮します。

車いす使用者が近づいて見る際に邪魔にならないように、公共サインの周辺には植栽やゴミ箱、その他施設を設置しないように配慮します。

〔視覚障がい者への配慮〕

視覚障がい者や視力が低下した人など、だれも見やすくわかりやすい公共サインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、公共サインの設置高さ等に配慮します。

また、案内サインの音声案内などの視覚障がい者に配慮した機能の導入については、設置場所の周辺環境等を考慮してその必要性を適宜判断し、検討します。

点字や触地、音声案内操作板等の高さは1.0m から 1.4m までの間に設置し、色彩は色覚バリアフリーの視点からの配色に配慮します。

〔バリアフリー情報の表示〕

甲府市交通バリアフリー基本構想における特定経路については、バリアフリー経路として可能な限り公共サインに表示することとします。

また、多機能トイレやエレベーター等のバリアフリー設備についても、可能な限り設置箇所をピクトグラムで表示することとします。なお、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、当該施設を可能な限り表示することとします。

さらに、多機能トイレについては、身体障がい者用設備のピクトグラムを表示するとともに、必要な情報を併記することを検討します。

（２）景観への配慮方針

〔デザイン〕

公共サインを設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観に調和する色を基調として、統一感のある公共サイン整備を行うことが重要であるため、公共サインは、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインにすることを基本とします。

不要な造形や過度な装飾は避け、誰もが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインを基本とします。

〔サインの集約化〕

公共サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、それらの公共サインの集約に努めます。

また、民間事業者等が設置するサインについても、それぞれのサイン設置主体との連携・調整を図り、サインを集約することに努めます。

〔周辺サインとの調和〕

公共サインの認識のしやすさは、まちなみ景観によっても大きく影響されます。

そのため、公共サインの周辺に、視認性を阻害するような広告物等が設置されている場合には、公共サインの顕在性を確保するために、阻害要因となる広告物等の形状やデザインそのものの変更を誘導するなど、周辺環境との調和に配慮します。

第4章

基本デザイン

第4章 基本デザイン

4-1 地域の特性や資源

(1) 地勢

甲府市は、南北に細長く、市域は東西 15.3km、南北 41.5km、面積 212.47 km²です。

甲府市の最北の山岳地域には八幡山、金峰山、朝日岳など 2,000 m を超える峰々が東西に連なり、南には王岳、釈迦ヶ岳がそびえています。

市街地は、甲府盆地の中心に位置し、おおむね平坦ですが、北に高く南に傾斜しています。北に八ヶ岳、南に富士山、西に南アルプス連峰を望み、市内を荒川や笛吹川が貫流する自然豊かな土地柄です。

甲府市街地と背景に広がる山々



(2) 歴史

市域に人々が生活を開始したのは、約 2 万 7 千年前の旧石器時代のことです。

古墳時代の 4 世紀には、曾根丘陵にヤマト王権の影響を受けた前方後円墳として有名な甲斐銚子塚古墳などが出現し、平安時代の末には、武田信義が甲斐源氏を統率し甲斐の支配を固めます。

武田信玄の父信虎が、永正 16 (1519) 年につつじが崎に居館を築き、ここを本拠地として城下町の建設にも着手したことから、甲斐の府中「甲府」が誕生しました。

武田信虎、信玄、勝頼と武田氏の勢力伸張に伴い、甲府は東国でも有数の規模の城下町に発展しましたが、特に信玄は、水害から甲府盆地を守る大規模な河川堤防の建設や金山開発等を行って甲斐国を豊かにしました。

近世を通じて甲府城下町が最も繁栄したのが柳沢氏の時代です。それまで甲府城主は徳川家一門に限られていましたが、将軍綱吉の側近柳沢吉保が甲斐を受封して城主となり、父子二代にわたって城下町の整備が進められました。その後、甲斐は幕府の直轄地となり、甲府城には勤番支配が置かれ幕末を迎えます。

明治 22 年には、全国で 34 番目に甲府に市制が施行されました。

(3) 特産物

甲府市の特産物としては、食品関係として、ぶどう・ワイン・ほうとう・あわびの煮貝、工芸品関係として、宝石・印伝・水晶・ニット等があり、「甲府ブランド」としての普及に努めています。

〔ぶどう〕

日当たりのよい山際の傾斜地や、水はけのよい平地で作られるぶどうは、江戸時代から特産品となり、1695年「本朝食艦」という本では、ぶどうの産地として甲州が第1位とされています。

明治時代には甲州種のほかにも、西洋種の生産、ワイン醸造も行われるようになり、さらに生産量を伸ばし、現在では、収穫したぶどうの多くが、日本全国に流通しています。



〔ワイン〕

日本でワインが作られるようになったのは明治3～4年であり、「文明開化はワインから」を合言葉に、甲府の有志によって始められました。甲府の広庭町（現在の武田2・3丁目）で行ったぶどう酒の醸造が国産ワインの始まりで、ワインは甲府が発祥の地といわれています。

現在、甲州ワインは、生産量、味とも国産ワインのトップクラスになっており、山梨県内には約80のワイナリーがあります。多くのワイナリーでは、ワインの製造過程の見学や試飲などを楽しむことができます。

〔研磨宝飾〕

甲府市は、ドイツのイーダー・オーバーシュタイン市とならび「世界二大宝石加工の街」に数えられるほど、宝石加工が盛んであり、宝石（ダイヤ、サファイア、エメラルドなど）や貴金属（金やプラチナなど）を使って、指輪・ネックレス・イヤリングなどのアクセサリーや、置物・茶器などが製造されています。

全国に先がけて「県立宝石美術専門学校」もつくられています。

〔甲州印伝〕

印伝（いんでん）の名前の由来は、印度伝来（いんどでんらい）によると言われており、鹿の革を松の脂でいぶし、漆で模様を染め出したものです。

印伝の特徴の一つである鹿革は、体になじみ強度があるため、かつては武士のすね当てやよろい兜にも使われていました。

明治時代になると、信玄袋や巾着袋などが内国勸業博覧会で表彰されるなど、甲州印伝は、山梨の特産品として確固たる地位を築いています。江戸時代には各地で製造されていましたが、現在、製法が伝わっているのは甲州印伝のみとなっています。



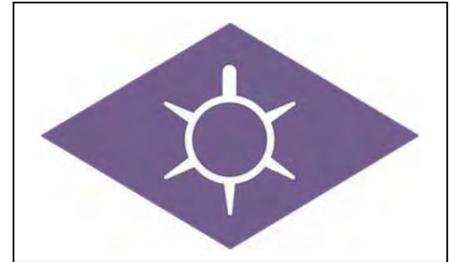
(4) 市のシンボル

甲府市のシンボルとしての市章・木・花・鳥は、それぞれ以下のようなコンセプトや理由の下に選定されています。

〔市章〕（明治39年10月制定）

割菱は武田氏の家紋をとったものであり、亀甲は「甲」の字の象形文字と市の長寿を意味し、亀甲の頭尾四肢を内側に伸ばして接続すると、「本」の字となり「府は本なり」と言われることから、甲府の「府」を意味しています。

割菱の色は、甲府の特産であるぶどうの色、白地は平和を表現しています。



なお、甲府市旗の割菱の色については、国産ぶどうの色に最も近い色として『二藍』（ふたあい、色番号：DIC N-911 ※近似色の範囲であれば他の色番号の使用も可能）が指定されています。

〔市の木（カシ）〕（昭和46年8月指定）

カシは、ブナ科の常緑高木で、甲府市内に数多く自生しています。

材質はとても堅く、空に向かって伸びる樹形は市の将来を象徴するのにふさわしいとして選定されました。

〔市の花（ナデシコ）〕（昭和37年1月指定）

ナデシコは、世界に広く分布し、とても育てやすい花と言われています。

甲府市の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ、美しさは甲府市を象徴するのにふさわしいとして選定されました。

〔市の鳥（カワセミ）〕（昭和59年8月指定）

カワセミは、川の土手や水辺にすむ留鳥（死ぬまで生まれた土地を離れない野鳥）で、背羽根の美しさから「飛ぶ宝石」とも言われており、「宝石の街・甲府」に最もふさわしいとして選定されました。

カ シ



ナデシコ



カワセミ

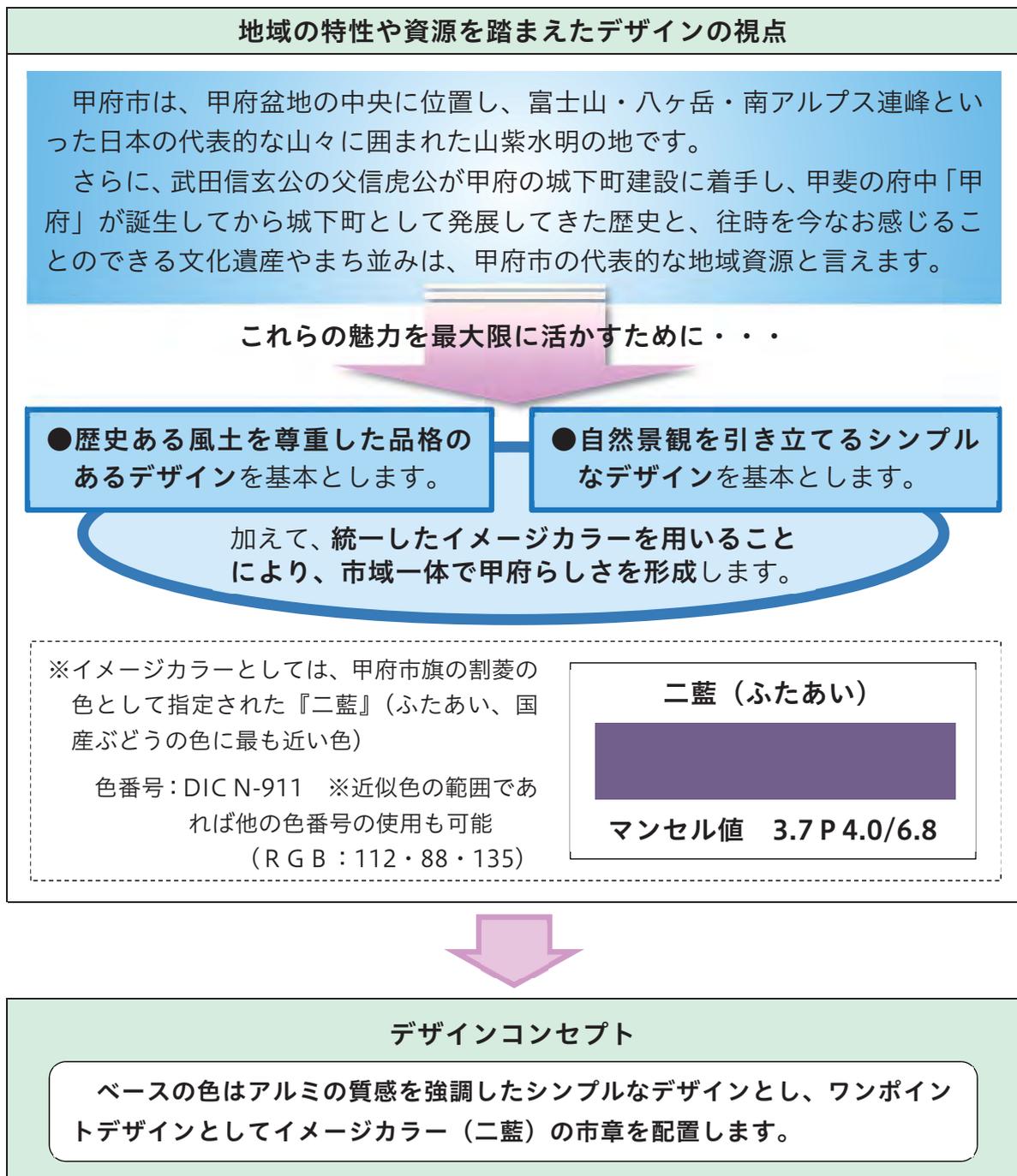


4-2 デザインコンセプト

公共サインは、的確な情報をわかりやすく提供することが本来の役割であり、周辺景観等にも配慮したデザインが求められます。

一方で、公共サインは、都市の構造や環境、施設の立地状況などの地域の様々な特性に基づいて設置されるべきものであり、また、地域住民だけでなく、様々な来訪者に幅広く利用されるものであるため、地域の個性を表現する視点も大切となります。

これらを踏まえ、本計画の基本理念「自然景観や歴史景観にも調和した 市民や来訪者に心地良い 甲府らしい公共サイン整備」の実現に向けたデザインコンセプトを以下のように設定します。



デザインコンセプトに基づく基本デザイン

案内サインの基本デザイン	
	
誘導サイン（矢羽型）の基本デザイン	記名サイン（平板型）の基本デザイン
 <p>※板面をアルミの質感とする場合には、反射による視認性の低下が懸念されるため、背景色は薄いグレーを基本とします。</p>	
記名サイン（矢羽型）の基本デザイン	
 <p>※板面をアルミの質感とする場合には、反射による視認性の低下が懸念されるため、背景色は薄いグレーを基本とします。</p>	

4 - 3 素材や形状等の基本的な考え方

(1) 素材

公共サインの素材については、耐久性と安全性を考慮し、長期にわたり利用できることを基本とします。

また、公共サインの本体に使われる素材は多様であり、素材の選択は、製作コスト、耐久性、メンテナンス費用等の経済的な面と、構造、強度、加工性、表面仕上げ、補修性等の造形的な面への影響を及ぼします。そのため、耐久性やコスト、加工性等の面での優位性を考慮し、アルミ素材をベース（表示面・支柱）とします。

なお、表示面については、アルミ素材のパネルに必要な情報を印刷したシートを全面に貼り付けるタイプを基本とします。

一般に用いられる素材

	長所	短所	耐久性	コスト	加工性
木材	◇自然系素材の表情を活かした表現などに多く使われる	・樹種の選定、防腐処理が必要である ・風化しやすい（反り・割れ・退色）	△	○	○
石材	◇耐久性に優れている ◇コスト的に高価	・加工性に劣る ・生産力に乏しい	◎	△	△
鋼材	◇加工性・コストの面で優れている	・防錆処理や塗装が必要 ・定期的な維持管理が必要	△	◎	◎
鋳鉄	◇細かな形状が作りやすい ◇耐摩擦性、被削性、耐熱性は優れている	・引っぱり強度は鋼材よりも弱い	△	◎	◎
ステンレス鋼	◇強度上、他の鋼材よりもすべて優れている ◇モダンな表情	・硬度が高いため、加工性が少々悪い ・素材の表情が冷たい	◎	○	○
アルミニウム合金	◇比重が小さく、やわらかく、屈延性に富んでいるので加工性がよい	・被削性、耐摩擦性に弱く、アルマイト処理により表面強度を高める必要がある	◎	○	◎
ガラス	◇素材としての美しさは経年変化に関係なく維持できる	・破損しやすいため、強化ガラス、合わせガラスなどの処理が必要	△	○	△
アクリル樹脂	◇屋内空間では加工性の良さ、色彩、表面仕上げの豊富さ等から使いやすい ◇コストも安価	・紫外線、熱に弱い	△	◎	◎
陶器	◇素材として独特の風格を持ち、美しい ◇耐候性に優れる	・破損しやすいため、製作、メンテナンスに気を使う	◎	△	△
コンクリート	◇簡素な表現に適している ◇安価で塑型性が高い ◇表面の仕上げにより様々な表情を出すことが可能	・細工がしにくい	○	○	○

(参考：環境・景観デザイン百科／彰国社)

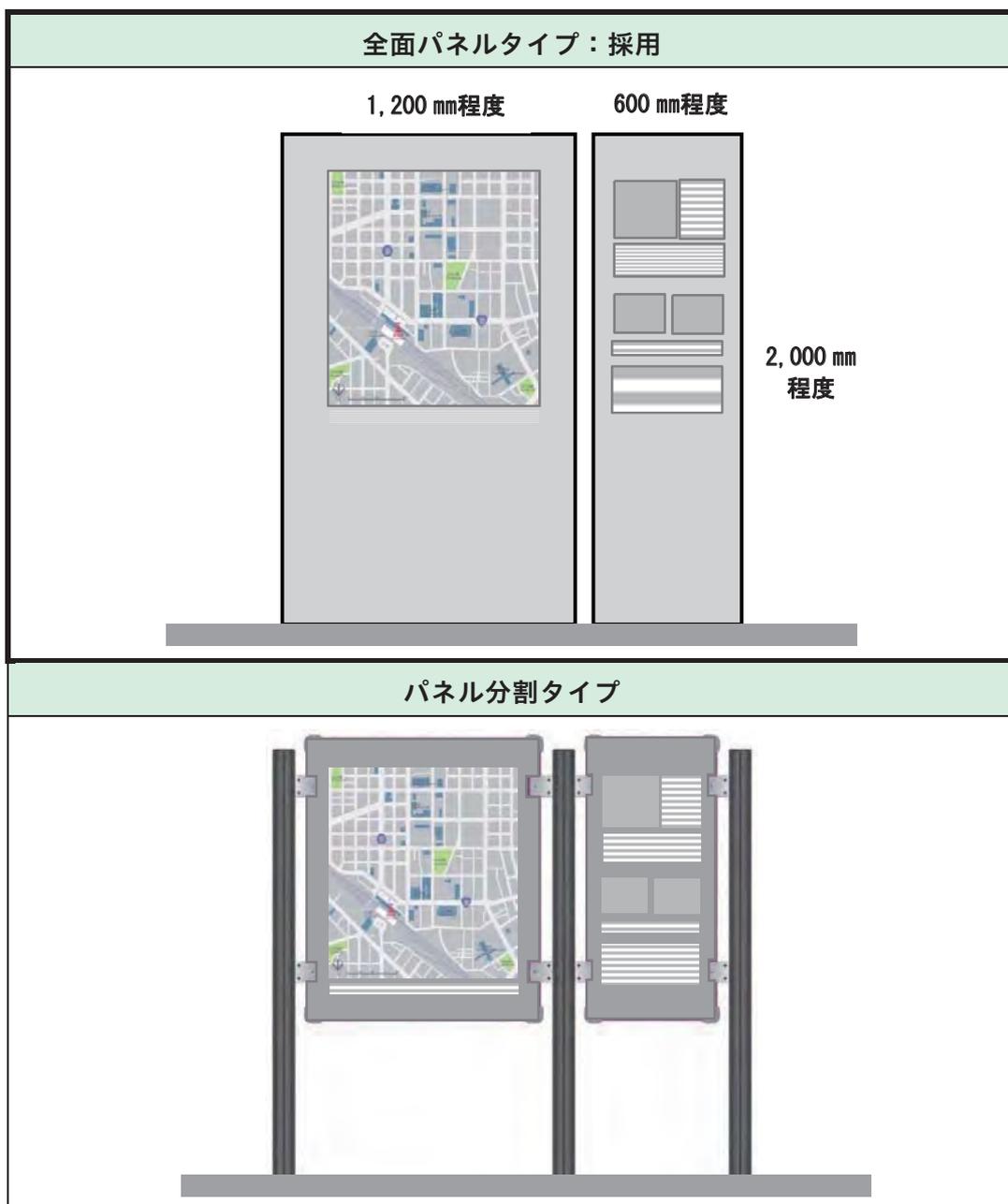
(2) 形状等

〔案内サイン〕

案内サインについては、パネル自体が地表面から設置された「全面パネルタイプ」と、支柱及びパネルによって構成される「パネル分割タイプ」があり、アルミ素材を用いた製品としては、一般的に経済性の面では大きな差異はありません。

また、甲府市においては、基本デザイン案として、ベースの色で甲府市のデザインの特徴を表現するだけでなく、地域の資源や特性等をデザインモチーフとして表現することを基本とするため、その表現のためのスペースを確保しやすい「全面パネルタイプ」を採用することとします。

案内サインの形状等



〔誘導サイン〕 ※支柱とのジョイント部の構造等は参考資料参照

誘導サインの構造タイプは矢羽型を基本とし、歩行者用、歩車兼用、車両用のタイプとします。なお、車両用の誘導サインの支柱の素材については強度面を考慮して、アルミ素材ではなく、鋼管を用いることを基本とします。

誘導サインの形状等

歩行者用	<p>900 mm程度 200 mm程度</p>
歩車兼用	<p>1,500 mm程度 300 mm程度</p>
車両用	<p>2,000 mm程度 400 mm程度</p>

〔記名サイン〕

道路上に設置する記名サインは、誘導サインと同一の矢羽型とします。

公共施設の敷地入口部に設置する記名サインは、平板型（地上据付型）を基本とします。

記名サインの形状等

歩行者用	歩車兼用	車両用
<p>400 mm程度 2,000 mm程度</p>	<p>500 mm程度 2,500 mm程度</p>	<p>600 mm程度 3,000 mm程度</p>

第 5 章

表記基準

第5章 表記基準

5-1 表記に関する共通事項

(1) レイアウト

〔文字書体〕

公共サインに用いる文字の書体は、標準的で誰にでもわかりやすいことが基本となるため、ユニバーサルフォントを基本とします。

各種サインに表示する文字の書体は、遠方から可読性の高いゴシック系書体である「ヒラギノUD角ゴシック体」を基本とします。

和文と英文の基本書体

書体	和文	英文
ヒラギノUD角ゴ StdW6	甲府市役所	Kofu City Hall

また、設置場所の特性等により他の書体を用いることがふさわしい場合については、情報内容や地域特性を勘案して、適宜文字書体を選択することとします。

和文と英文の文字書体の参考例

書体	和文	英文
ヒラギノUD角ゴ StdW5	甲府市役所	Kofu City Hall
ヒラギノUD丸ゴ StdW6	甲府市役所	Kofu City Hall
ヒラギノUD丸ゴ StdW5	甲府市役所	Kofu City Hall
A-OTF 隷書 101 Std Medium	甲府市役所	Kofu City Hall

〔標準的な文字の大きさ等の目安〕

文字の大きさに関する標準的な目安としては、以下のように示されています。

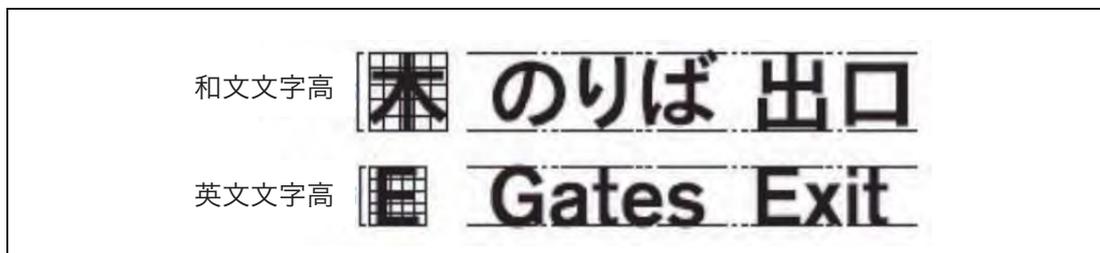
視認距離に応じた文字の大きさの目安

視認距離	ピクトグラムの 基準枠寸法	和文の文字高	英文の文字高
遠距離 (40m)	480mm以上	160mm以上	120mm以上
遠距離 (30m)	360mm以上	120mm以上	90mm以上
中距離 (20m)	240mm以上	80mm以上	60mm以上
近距離 (10m)	120mm以上	40mm以上	30mm以上
近距離 (4~5m)	60mm以上	20mm以上	15mm以上
至近距離 (1~2m)	35mm以上	10mm以上	7mm以上

(資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

なお、文字高とは、和文では指定書体の「木」の高さを条件とし、英文では指定書体の「E」の高さを条件としています。

文字高の条件



(資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

視認距離設定の目安

種 別	視認距離設定の条件
誘導サイン 記名サイン	◇遠くから視認する誘導サインや記名サインなどの視認距離は、中距離 (20m) 以上を基本とします。
案内サイン	◇案内サインの見出しなどの視認距離は、近距離 (10m) 以上を基本とします。
	◇近くから視認する自立型や壁付け型の案内サインなどの視認距離は、至近距離 (4~5m) を基本とします。

(資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

〔本計画の文字の大きさ・配置レイアウトの基準〕

本計画では、文字高に関する標準的な目安を参考にしつつ、各種サインの構造タイプに応じて、文字等の大きさや配置レイアウトの基準は以下を基本とします。

文字等の大きさに関する基準

種 別		文字等の大きさの基準			
		矢印	ピクト	和文	英文
案内サイン (見出し部分)	①歩行者用	-	180mm	80mm	60mm
	②歩行者用	100mm	120mm	60mm	45mm
誘導・記名サイン (矢羽型)	③歩車兼用	180mm	220mm	100mm	75mm
	④車 両 用	250mm	300mm	140mm	105mm
記名サイン (平板型)	⑤歩行者用	-	240mm	120mm	90mm
	⑥歩車兼用	-	300mm	140mm	105mm
	⑦車 両 用	-	360mm	160mm	120mm

文字等の配置レイアウトに関する基準

〔案内サイン (見出し部分)〕

〔記名サイン (平板型)〕

〔誘導・記名サイン (矢羽型)〕

和文 英文 ピクト 矢印
(距離)

※記名サインは矢印及び距離は表示せず、ピクトを右詰で表示する。

本計画の文字等の大きさの基準（案内サイン、誘導・記名サイン(矢羽型)）

				視認距離：40m
誘導・記名サイン (矢羽型) ④車両用	250mm 	300mm 	140mm 甲府駅 105mm Kofu Station	視認距離：35m
				視認距離：30m
誘導・記名サイン (矢羽型) ③歩車兼用	180mm 	220mm 	100mm 甲府駅 75mm Kofu Station	視認距離：25m
案内サイン (見出し部分) ①歩行者用	180mm 	80mm 甲府駅周辺案内 60mm Kofu Station Vicinity Map		視認距離：20m
誘導・記名サイン (矢羽型) ②歩行者用	100mm 	120mm 	60mm 甲府駅 45mm Kofu Station	視認距離：15m
				視認距離：10m
※ 視認距離は文字サイズに対する視認距離				

本計画の文字等の大きさの基準（記名サイン(平板型)）

<p>記名サイン (平板型) ⑦車両用</p>	<p>360mm</p> 	<p>160mm</p> <p>甲府駅</p> <p>視認距離：40m</p> <p>Kofu Station</p> <p>120mm</p>
<p>記名サイン (平板型) ⑥歩車兼用</p>	<p>300mm</p> 	<p>140mm</p> <p>甲府駅</p> <p>視認距離：35m</p> <p>Kofu Station</p> <p>105mm</p>
<p>記名サイン (平板型) ⑤歩行者用</p>	<p>240mm</p> 	<p>120mm</p> <p>甲府駅</p> <p>視認距離：30m</p> <p>Kofu Station</p> <p>90mm</p>
		<p>視認距離：25m</p>
		<p>視認距離：20m</p>

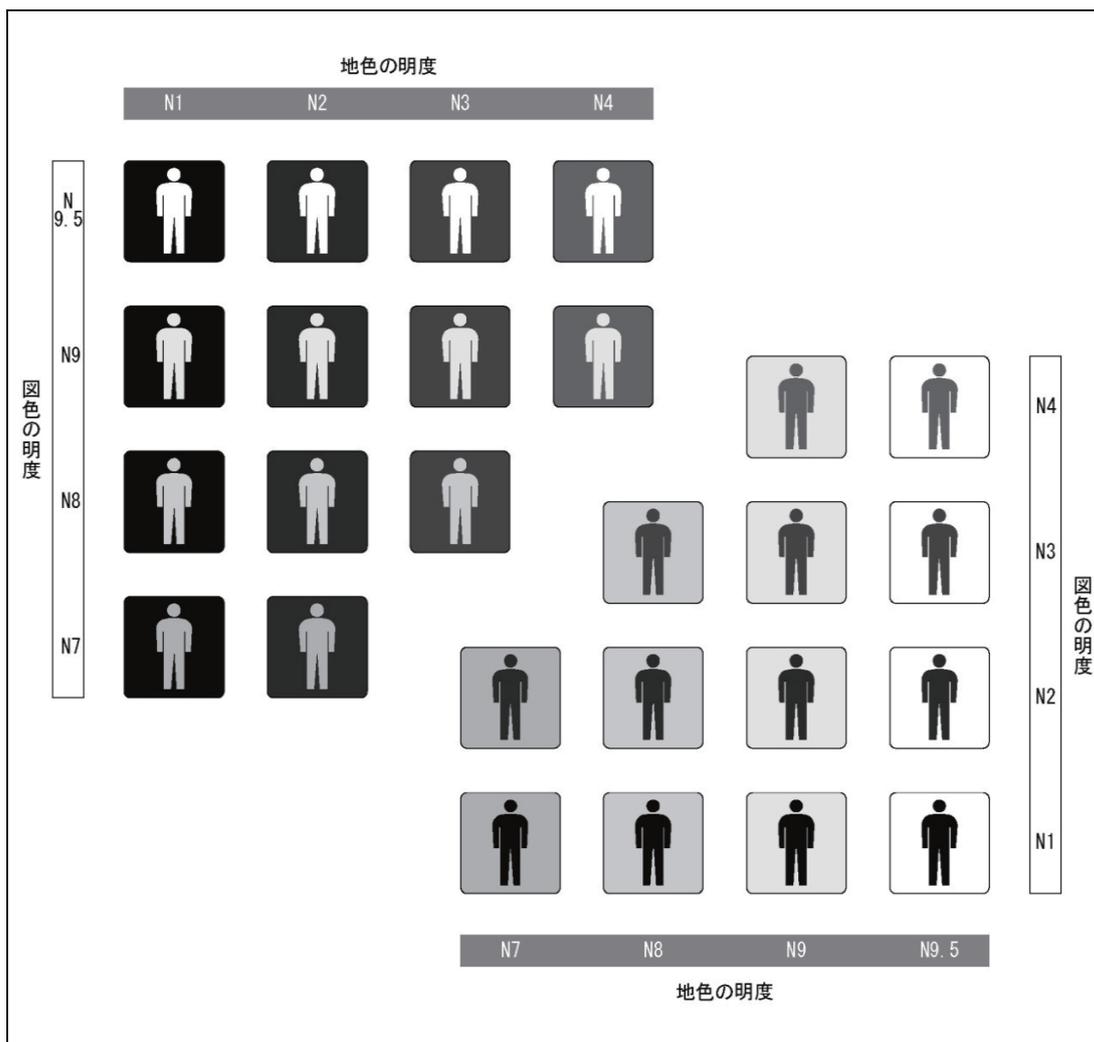
※ 視認距離は文字サイズに対する視認距離

(2) 色彩

〔明度差〕

色相によらず、地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなるため、公共サイン表示においては、下図のように明度差が5以上となるよう配慮します。

明度差の確認（文字の明度／地色の明度）



(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

*明度

- 色の「明るさ・暗さ」のこと。明度が高くなると明るいイメージになり、限度を超えると色はかすんでしまいます。逆に明度が低くなると暗くなってしまいます。マンセル表色系（色を数値的に表すための体系（表色系）の一種）の明度は、反射率0%の黒をN0、反射率100%の白をN10とし（Nはneutralの頭文字）、N1～9.5の範囲で色票化しています。

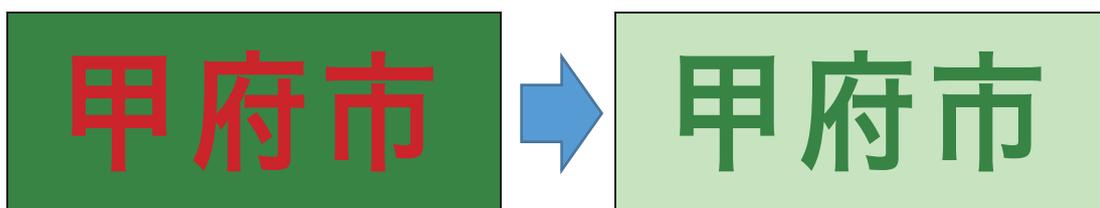
〔色の使い方〕

ユニバーサルデザインに配慮した色の使い方として、黄と白、黒と青などは高齢者が認識しにくい色の組み合わせであるため使用を避ける必要があります、また、赤と緑、赤と紫なども、色覚異常の方などが判別しにくい組み合わせであるため、使用は避けることとします。

文字に色をつける場合の背景色との組み合わせの配慮

見分けにくい色の例				見分けやすい色の例			
カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー
白色と黄色		赤色と黒色		白色と青色		黄色と青色	
カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー
赤色と緑色		赤色と紫色		白色と緑色		黄色と黒色	
カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー	カラー
緑色と茶色		濃い青色と黒色		白色と赤色		緑の明暗	

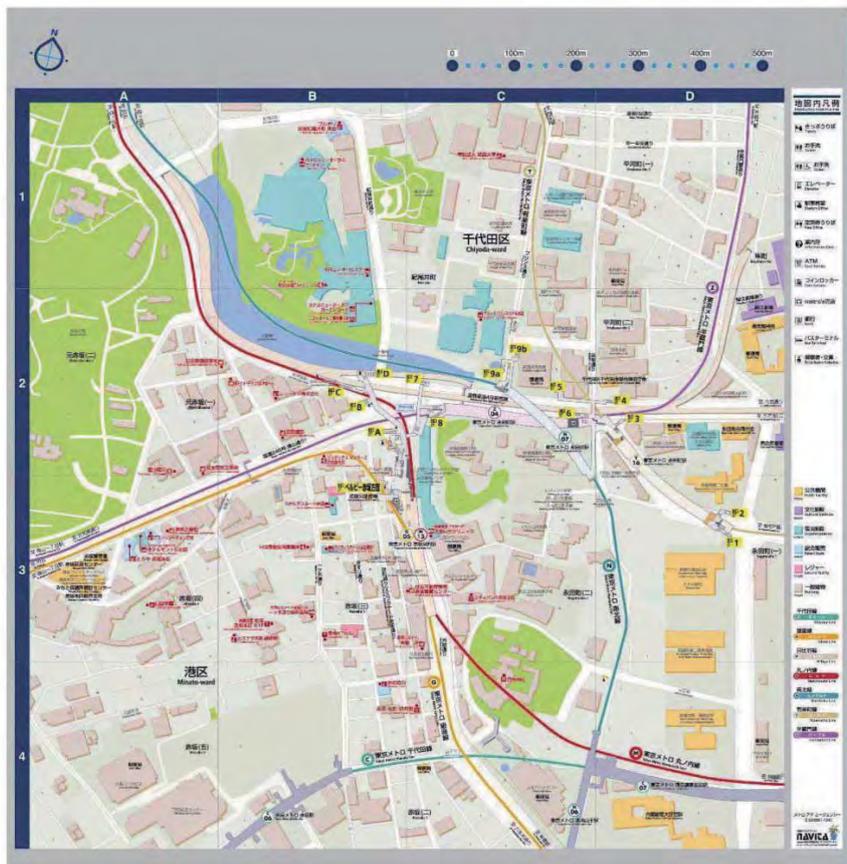
(出典：東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン)



色が異なっても明度差がないとわかりにくい

コントラストをつける

色覚異常の利用者に配慮した配色を用いたユニバーサルデザインの案内地図の例



資料提供：表示灯株式会社



色覚異常の利用者に配慮した配色等

- ・ 配色：青みの濃淡に敏感な色覚異常の利用者に配慮し、暖色系だけでなく青みの強い色と青みの少ない色を織り交ぜて使っている。
- ・ 模様：混同しやすい一部の塗り分けの異なるパターンの文様を淡い濃淡で施し、色だけでなく塗り分けパターンでの識別を可能にしている。
- ・ 輪郭：建物や道路には濃色の輪郭、路線の両側には白フチを施し、視認性を向上させている。
- ・ 色名の表記：凡例には色の塗り分けの色名と各路線の路線名を表記し、色覚異常の利用者の色認識に配慮している。

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

(3) 表示内容

〔言語〕

誘導案内表示は掲載できる情報量が限られている場合が多いため、ユニバーサルデザインの観点から、言語表記は日本語と英語の2カ国語表記を基本とします。

ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる公共サインについては、『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、国土交通省 観光庁）』に位置付けられた「多言語対応を行う対象・範囲等」に準じ、適宜、4カ国語表記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行うこととします。

多言語対応を行う対象・範囲等

“多言語対応の対象となる情報の種類”			対象施設		
			基本ルール	外国人の来訪客数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設	専ら地域住民の用に供されている施設等
名称・標識・サイン・情報系	禁止・注意を促す (タイプA)	(例) ・立入禁止、危険 ・禁煙、飲酒禁止 ・非常時等の情報提供	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
	名称・案内・誘導・位置を示す (タイプB)	(例) ・駅名表示 ・路線図、停車駅案内 ・施設名称表示 ・駅構内図の表記 ・乗車券、入館券 ・ICカードの使い方	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
解説系	展示物等の理解のために文章で解説をしている (タイプC)	(例) ・展示物の作品解説 ・展示テーマの解説 ・展示会全体の解説	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語

#: 併記を行うことを基本とする
#: 視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい

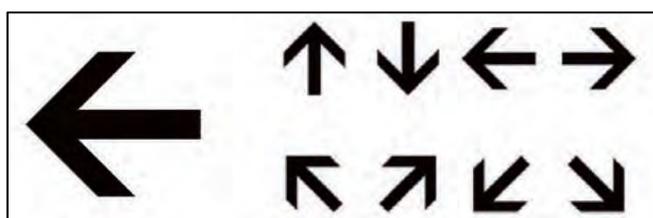
本計画の対象

(出典：観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、国土交通省 観光庁）)

〔矢印〕

矢印の形状はシンプルで遠方より視認性のあるデザインを基本とします。

矢印表示の基本形



また、移動方向を指示する矢印として理解しやすいのは、下図に示す4種類の矢印であるため、できるだけこの4種類を用いるよう、サインの設置位置を工夫します。また、誤解を招くような使い方として、例えば「↓」を「(進行方向から) 戻る」という意味での表示はしないように注意する必要があります。

矢印表示の使い方 (意図する内容)



(ピクトグラム)

幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えるために、ピクトグラム (標準案内用図記号) を積極的に活用します。

ピクトグラムは原則として JIS 規格化された標準案内用図記号を使用することを基本とし、今後、JIS 規格化された標準案内用図記号が追加又は変更された場合には、適宜反映します。

JIS 規格化されたピクトグラムの一例



ただし、JIS 規格化されたピクトogramがない施設については、必要に応じて一部のピクトogram (JIS 規格) をベースとして、基本的な概念を変えない範囲で図形を編集して用いることとします。

その他、オストメイト対応等の多機能 (多目的) トイレについては、そのピクトogramを表示するなど、必要に応じて、JIS 規格化されていないピクトogramについても用いることとします。

JIS 規格化されていないピクトogramの一例



JIS 規格化されたピクトグラム

JIS Z 8210 案内用図記号

安全、禁止、注意及び指示図記号に用いる基本形状、色並びに使い方

				
安全—防火・危険	安全—誘導	禁止	注意	指示


洪水・堤防案内

1 公共・一般施設 Public Facilities

				
案内所 Question & answer	情報コーナー Information	病院 Hospital	救護所 First aid	警察 Police
				
お手洗 Toilets	男子 Men	女子 Women	身障のある人が 使える設備 Accessible facility	スロープ Slope
			(備考) 火災予防条例で左記の図記号の使用が規定 されている場所には、左記の図記号を使用 する必要がある。	
飲料水 Drinking water	喫煙所 Smoking area	喫煙所 Smoking area		
				
チェックイン /受付 Check-in / Reception	忘れ物取扱所 Lost and found	ホテル/宿泊施設 Hotel / Accommodation	きっぷうりば /精算所 Tickets / Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage
			 [注2] (通貨記号 差し替え可)	 [注2] (通貨記号 差し替え可)
コインロッカー Coin lockers	休憩所/待合室 Lounge / Waiting room	ミーティング ポイント Meeting point	銀行・両替 Bank money exchange	キャッシュサービス Cash service

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

JIS 規格化されたピクトグラム

				
郵便 Post	電話 Telephone	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator
				
エスカレーター Escalator	上りエスカレーター Escalator, up	下りエスカレーター Escalator, down	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery
				
クローク Cloakroom	更衣室 Dressing room	更衣室（女子） Dressing room (women)	シャワー Shower	浴室 Bath
				
水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box	リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products	洪水 flood	堤防 levee

[注1] (文字による補助表示が必要)

[注1] (文字による補助表示が必要)

2 交通施設 Transport Facilities

				
航空機/空港 Aircraft / Airport	鉄道/鉄道駅 Railway / Railway station	船舶/フェリー/港 Ship / Ferry / Port	ヘリコプター/ヘリポート Helicopter / Heliport	バス/バスのりば Bus / Bus stop
				
タクシー/タクシーのりば Taxi stand	レンタカー Rent a car	自転車 Bicycle	ロープウェイ Cable car	ケーブル鉄道 Cable railway
				
駐車場 Parking	出発 Departures	到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

JIS 規格化されたピクトグラム

				
税関/荷物検査 Customs / Baggage check	出国手続/入国手続/検疫/書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection			
3 商業施設 Commercial Facilities				
				
レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop	バー Bar	ガソリンスタンド Gasoline station	会計 Cashier
4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities				
				
展望地/景勝地 View point	陸上競技場 Athletic stadium	サッカー競技場 Football stadium	野球場 Baseball stadium	テニスコート Tennis court
				
海水浴場/プール Swimming place	スキー場 Ski ground	キャンプ場 Camp site	温泉 Hot spring	
5 安全 Safety				
				
消火器 Fire extinguisher	非常電話 Emergency telephone	非常ボタン Emergency call button	広域避難場所 Safety evacuation area	避難所 (建物) Evacuation shelter
				
津波避難場所 Tsunami evacuation area	津波避難ビル Tsunami evacuation building			

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

JIS 規格化されたピクトグラム

6 禁止 Prohibition

 一般禁止 General prohibition	 禁煙 No smoking	 禁煙 No smoking	(備考) 火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。
 火気厳禁 No open flame	 進入禁止 No entry	 駐車禁止 No parking	 自転車乗り入れ禁止 No bicycles
 立入禁止 No admittance	 走るな/かけ込み禁止 Do not rush	 さわるな Do not touch	 捨てるな Do not throw rubbish
 飲めない Not drinking water	 携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones	 電子機器使用禁止 Do not use electronic devices	 撮影禁止 Do not take photographs
 フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs	 ベビーカー使用禁止 Do not use prams	 遊泳禁止 No swimming	 キャンプ禁止 No camping

[注1] (文字による補助表示が必要)

7 注意 Warning

 一般注意 General caution	 障害物注意 Caution, obstacles	 上り段差注意 Caution, uneven access / up	 下り段差注意 Caution, uneven access / down
 滑面注意 Caution, slippery surface	 転落注意 Caution, drop	 天井に注意 Caution, overhead	 感電注意 Caution, electricity
 津波注意(津波危険地帯) Tsunami hazard zone			

[注1] (文字による補助表示が必要)

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

JIS 規格化されたピクトグラム

8 指示 Mandatory

 一般指示 General mandatory	 静かに Quiet please	 【注1】 (文字による補助表示が必要) 左側にお立ちください Please stand on the left	 【注1】 (文字による補助表示が必要) 右側にお立ちください Please stand on the right
 【注1】 (文字による補助表示が必要) 一列並び Line up single file	 【注1】 (文字による補助表示が必要) 二列並び Line up in twos	 【注1】 (文字による補助表示が必要) 三列並び Line up in threes	 【注1】 (文字による補助表示が必要) 四列並び Line up in fours
 矢印 Directional arrow			

注) 詳細については、JIS Z 8210 案内用図記号を参照のこと。

(参考) JIS Z 8210 以外の案内用図記号
(一般案内用図記号検討委員会で策定された標準案内用図記号のうち、優先度Cのもの)

 店舗/売店 Shop	 新聞・雑誌 Newspapers, magazines	 薬局 Pharmacy	 理容/美容 Barber / Beauty salon	 手荷物託配 Baggage delivery service
 公園 Park	 博物館/美術館 Museum	 歴史的建造物 1 Historical monument 1	 歴史的建造物 2 Historical monument 2	 歴史的建造物 3 Historical monument 3
 非常口 Emergency exit				
 飲食禁止 Do not eat or drink here		 ペット持ち込み禁止 No uncaged animals		
 自然保護 Nature reserve	 スポーツ活動 Sporting activities	 スカッシュコート Squash court	 スキーリフト Ski lift	 腰掛け式リフト Chair lift
 安全バーを閉める Close overhead safety bar	 安全バーを開ける Open overhead safety bar	 徒歩客は降りる Fool passenger have to get off	 スキーの先を上げる Raise ski tips	 スキーヤーは降りる Skiers have to get off

(出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

5 - 2 地図の表記基準

(1) 地図の共通表示の基準

〔現在地〕

地図には、利用者の位置を確認するため、現在地を表示します。地図中の視認性を確保するため赤色を使用し、下地色の状況により、文字の色を反転できることとします。

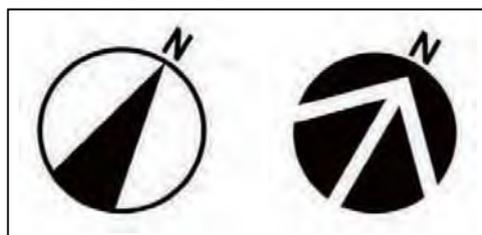
現在地表示の参考



〔方位〕

地図には、方位記号を表示します。方位記号は、北の方角を指し示すわかりやすいデザインを基本とします。

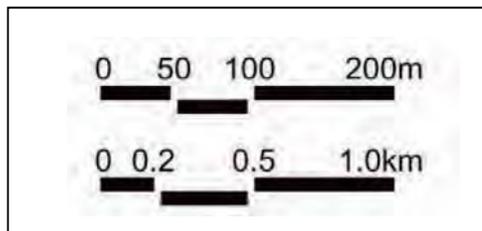
方位記号の参考



〔スケール〕

地図には、縮尺を示し、移動距離の目安となるスケールを表示します。スケールは、掲載情報の支障にならない表示面下部に配置し、地図の縮尺や表示内容に合わせ、距離情報・色彩を適宜変更します。

スケールの参考



〔凡例〕

外国人の来訪者が多いエリアにおける案内サインの地図の凡例表示は、原則として4カ国語表記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行うこととします。

ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないよう配慮し、凡例表示スペースが十分に確保出来ない場合で、レイアウトを調整しても文字サイズが最小基準の4mm以下となるような場合には、日本語と英語の2カ国語表記で対応することとします。

凡例の4カ国語表記の参考



(2) 広域地図の情報掲載基準

広域地図に表示する情報は、以下の内容を基本とします。

種類	基本的な表示内容	
広域地図	<p>広域地図は、利用者が当該地域全体の構造や交通機関のネットワーク等の分布状況などを把握するためのものであるため、地勢・地名・道路・交通機関などを中心に表記し、施設の表記は広域的な公共公益施設を基本とします。</p> <p>◇現在地 ◇広域的な公共公益施設 ◇広域的な交通網（高速道路、鉄道等） ◇周辺市町の名称 など</p>	

広域地図の情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	表示基準		
			図形表示	ピクトグラム 地図記号	名称表示
地勢名称	山	主要なもの	○		○
	河川	主要なもの	○		○
地名	市町村	周辺市町村名	○		○
	地区区分	旧町村名			○
	エリア区分	観光エリア名			○
交通機関	道路	高速道路、国道・県道、その他主要な道路（市道、広域農道）	○		○
	橋梁	ランドマーク性のあるもの	○		○
	トンネル	主要なもの	○		○
	鉄道（路線）	原則としてすべて	○		○
	鉄道（駅）	原則としてすべて	○	○	○
	「至る」表示	隣接駅又は近隣の代表的な駅名で表示			○
公共施設	公園緑地	地区公園以上の規模の公園	○	○	○
	国・県の施設	広く一般に利用される主要なもの		○	○
	市の施設	広く一般に利用される主要なもの		○	○
その他の施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの		○	○
	寺社仏閣	観光的要素が強いもの		○	○
	その他	広く一般に利用される主要なもの		○	○

（資料：歩行者のためのコミュニティサイン）

(3) 市内地図の情報掲載基準

市内地図に表示する情報は、以下の内容を基本とします。

種類	基本的な表示内容	
市内地図	<p>市内地図は、表示範囲が2km四方を超えるものを基本とし、利用者が当該市街地の地理を理解し、目的地へのルートを判断するためのものであるため、移動の目印となる施設等をわかりやすく表記することを基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇現在地 ◇市域レベルの観光資源及び公共公益施設 ◇市域レベルの交通網 (高速道路、国道・県道、鉄道等) ◇市域境界、隣接市町の名称 など 	

市内地図の情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	表示基準		
			図形表示	ピクトグラム 地図記号	名称表示
地勢名称	山	主要なもの	○		○
	河川	原則としてすべて	○		○
地名	市町村	周辺市町村名	○		○
	地区区分	旧町村名、その他特記すべき地区名			○
	エリア区分	観光エリア名			○
交通機関	道路	高速道路、国道・県道、その他主要な道路(市道、広域農道)	○		○
	交差点・IC	交差点は主要なもの	○		○
	橋梁	荒川・笛吹川に架かるもの	○		○
	トンネル	原則としてすべて	○		○
	鉄道(路線)	原則としてすべて	○		○
	鉄道(駅)	原則としてすべて	○	○	○
	「至る」表示	必要に応じて表示			○
	駐車場	公営駐車場		○	○
公共施設	公園緑地	都市公園及び主要な公園	○	○	○
	国・県の施設	広く一般に利用される主要なもの	○	○	○
	市の施設	広く一般に利用される主要なもの	○	○	○
公益施設	郵便局	原則としてすべて		○	○
	銀行	原則としてすべて		○	○
その他の施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	○	○	○
	商業施設	主要なもの	○		○
	寺社仏閣	観光的要素が強いもの		○	○
	公衆トイレ	原則としてすべて		○	○
	観光案内所	原則としてすべて		○	○
	その他	広く一般に利用される主要なもの		○	○

(資料：歩行者のためのコミュニティサイン)

(5) 地図の表示に用いる色彩の基準

地図の各種施設等の表示に用いる色彩は、下表に示す色彩を基本とします。

ただし、地図表示の色彩は、出力機器（プリンター等）により色彩の差異が生じるため、各色見本（Pantone No：パントーン・インク（Pantone,Inc.）が出しているカラーガイド）を基本とします。

地図の各種施設等の表示に用いる色彩

区分	施設名	色彩例	色(Pantone No.)及び仕様 (参考)CMYK 値	■その他の指定色																					
緑地	森		Pantone : 376C 枠線 無し → 60-0-100-0	<table border="1"> <tr> <td>安全色青</td> <td></td> <td>100-60-10-0</td> </tr> <tr> <td>安全色緑</td> <td></td> <td>100-20-70-0</td> </tr> <tr> <td>安全色黄</td> <td></td> <td>0-20-90-0</td> </tr> <tr> <td>横断歩道</td> <td></td> <td>0-0-0-40</td> </tr> <tr> <td>住所等グレー文字</td> <td></td> <td>0-0-0-65</td> </tr> <tr> <td>地下鉄出口番号地色</td> <td></td> <td>0-0-0-55</td> </tr> <tr> <td>歩道橋階段</td> <td></td> <td>0-0-0-55</td> </tr> </table>	安全色青		100-60-10-0	安全色緑		100-20-70-0	安全色黄		0-20-90-0	横断歩道		0-0-0-40	住所等グレー文字		0-0-0-65	地下鉄出口番号地色		0-0-0-55	歩道橋階段		0-0-0-55
	安全色青		100-60-10-0																						
	安全色緑		100-20-70-0																						
	安全色黄		0-20-90-0																						
横断歩道		0-0-0-40																							
住所等グレー文字		0-0-0-65																							
地下鉄出口番号地色		0-0-0-55																							
歩道橋階段		0-0-0-55																							
公園・緑地		Pantone : 390C 枠線 無し → 40-0-100-0																							
緑道		Pantone : 5865C 枠線 無し → 0-0-30-10																							
水域 湖、池、河川		Pantone : 292C 枠線 無し → 50-10-0-0																							
施設	敷地		Pantone : 467C 線幅 : 0.1mm 枠線 Pantone : Process Black → 10-20-40-0																						
	名称表記一般施設		Pantone : Warm Gray 1C 枠線 無し → 0-0-0-10																						
	名称表記大規模競技場 (横浜スタジアム)		Pantone : Warm Gray 1C 線幅 : 0.2mm 枠線 Pantone : Process Black → 0-0-0-10																						
	駅舎 高架等		Pantone : Warm Gray 1C 線幅 : 0.2mm 枠線 Pantone : Process Black → 0-0-0-10																						
	地下鉄駅 地下街		Pantone : 420C 線幅 : 0.2mm 枠線 Pantone : Cool Gray 10C → 0-0-0-25																						
	歩道橋 ベデストリア アンデッキ		Pantone : Warm Gray 1C 線幅 : 0.2mm 枠線 Pantone : Process Black → 0-0-0-10																						
	道路	高速道路等		Pantone : Warm Gray 4C 線幅 : 0.2mm 枠線 Pantone : Process Black → 30-30-30-0																					
		モール (歩行者専用道路等)		Pantone : 121C 枠線 無し → 0-10-70-0																					
	現在地	現在地表示		Pantone : Red 032 C 枠線 無し 白文字表示 → 0-100-100-0																					
	鉄軌道	鉄道軌道		Pantone : Cool Gray 9C 線幅 : 3.0mm → 0-0-0-65																					
地下鉄軌道 (トンネル部)			Pantone : Cool Gray 9C 線幅 : 3.0mm 破線 → 0-0-0-65																						
バス路線			Pantone : Red 032 C 線幅 : 0.35mm → 0-100-100-0																						
境界線	区境界線		Pantone : Cool Gray 8C 線幅 : 2.0mm 一点鎖線 → 0-0-0-55																						
	町境界線		Pantone : Cool Gray 8C 線幅 : 1.0mm 破線 → 0-0-0-55																						
	丁目境界線		Pantone : Cool Gray 8C 線幅 : 1.0mm 点線 → 0-0-0-55																						
バリアフリー経路		Pantone : Red 032 C 線幅 : 3.0mm 点線 → 0-100-100-0																							

(出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック（監修：国土交通省 道路局企画課）)

5 - 3 言語の表記基準

(1) 日本語の表記基準

日本語の表記は、国文法、現代仮名づかいとし、数字は算用数字を基本とします。

ただし、固有名詞についてはこの限りではないこととします。施設名称の表記にあたっては、設置するサインの全てについて統一した表記とし、地名・人名などで読みにくい漢字や子どもを対象とした公共施設については、必要に応じてふりがなを付記するよう配慮します。

ふりがなを付記する表記の具体例（通り名）

横近習町通り → <small>よこきんじゅうまちどおり</small> 横近習町通り	など
---	----

〔表記の省略〕

表記内容を簡潔で読みやすいものとするために、施設名称は必要に応じて簡略化することとします。特に、誘導・記名サインに表記する場合には、限られた表示面で十分に視認できる文字サイズを確保することが重要なため、明確に理解される範囲内で部分的に省略することとします。

また、地名における住所（丁目）の表示については、地図の場合についてのみ「丁目」を省略し、数字をカッコ内に表記することとします。

表記の省略の具体例（施設名）

甲府市中央部市民センター → 中央部市民センター	など
--------------------------	----

表記の省略の具体例（地名における住所）

丸の内三丁目 → 丸の内(3)（※ 地図に表示する場合のみ）	など
--------------------------------	----

〔通り名・愛称の表記〕

通り名のある道路については、通り名の表記を優先し、必要に応じて管理上の路線名を併記することとします。

通り名の表記の具体例

国道 52 号 → 美術館通り（国道 52 号）、平和通り（国道 52 号）	など
--	----

愛称のある公共施設については、可能な限り正式名称とあわせて愛称を併記することとします。ただし、正式名称が簡略化できる場合でも、愛称のみの表記は避けることとします。

公共施設の愛称併記の具体例

甲府市健康の杜センター → 健康の杜センター（アネシス）	など
------------------------------	----

(2) 英語の表記基準

施設名称等の英語表記は、固有名詞についてはヘボン式のローマ字綴りで、普通名詞については英語により表記することを基本とします。ただし、表記内容は、対象とする施設の管理者や関係機関と調整し、決定することとします。

標準的な英語表記の基準

表記の基準	表記の例
◇駅、公園、市役所など英訳による表現が慣習化されている施設については、固有名詞をローマ字、普通名詞を英訳によって表記する。	甲府駅 = Kofu Station 舞鶴城公園 = Maizurujyo Park
◇上記以外の施設については、固有名詞、普通名詞いずれもローマ字によって表記する。 ◇ローマ字の表記はヘボン式とする。 ◇施設の機能や種類などを特に明確に表現したい場合には、これに普通名詞の英訳を付記する。	笛吹川 = Fuefuki-Gawa River 平和通り = Heiwa-Dori Ave
◇表記が長く読みにくい場合はハイフンで区切る。	甲斐善光寺 = Kai-zenkoji
◇英訳部分に関しては、慣用化されている略語を使用してもよい。	高速道路 : expressway → expwy. 建築物 : building → bldg.
◇地図等では、色彩や線形から川や道路であることが理解できるため英訳の付記は不要とする。	—

(資料：歩行者のためのコミュニティサイン)

ヘボン式ローマ字の綴り方

- ・ヘボン式ローマ字のつづり方は下表のとおりである。
- ・備考は昭和29年12月9日付内閣告示第1号の「ローマ字のつづり方、そえがき」及び新村出編『広辞苑第四版』1991の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」による。
- ・備考2. 4. の符標は、明治18年に羅馬字会（日本の有識者による書き方取調委員会）が発行した『羅馬字にて日本語の書き方』及び昭和21年4月1日付運輸省達第176号の「鉄道揭示規程、修正ヘボン式によるローマ字のつづり方」を参照した。
- ・なお現在のヘボン式は、慶応3年にヘボンの提唱したつづり方が先の羅馬字会の提言によって修正されたことから、明治後期から修正ヘボン式と呼ばれ（小泉保『日本語の正書法』1978）、戦後になって標準式あるいは単にヘボン式と呼ばれるようになった経緯がある。

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	ー	ゆ	ー	よ	ra	ri	ru	re	ro
ら	ー	る	れ	ろ	ya	ー	yu	ー	yo
わ	ー	ー	ー	ー	wa	ー	ー	ー	ー
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

- 備考
1. はねる音「ン」は n で表わすが、m、b、p の前では m を用いる。
 2. はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。
 3. つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表わすが、次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
 4. 長音は母音字の上に「-」（長音符標）をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。（注）
 5. 特殊音の書き表わし方は自由とする。
 6. 文の書きはじめ及び固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

注：長音符号は日本独自のもので、国際化されていないため、外国人に理解されない可能性がある。長音符号の使用は事業者や自治体等で対応が異なる、もしくは使用しない場合があるため表示にあたっては確認が必要。

（出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラン）

第 6 章

設置基準

第6章 設置基準

6-1 設置にあたっての基本事項

公共サインを設置する際には、次の点に注意することとします。

視 点	注意すべき内容
法規制等との整合	<p>◇建築限界（道路構造令第12条）を侵さない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・車道上の建築限界は4.5mであるが、「道路標識設置基準」に準じて余裕高を0.5mとし、表示板の高さは下端5.0mを標準とする。 ・歩道上空に表示板を設置する場合の建築限界は2.5mを標準とする。  </div> <p>◇道路の有効幅員を必要以上に狭めない。 ◇交通の妨げとならないよう配慮する。</p>
現地との整合	<p>◇既存公共サインや他の占用物、地下埋設物等を確認し、周辺環境との調和を図る。 ◇交通の支障にならないよう配慮し、表示面が見やすい位置に設置する。</p>
視認性への配慮	<p>【車両用サインの視認性】 ◇街路樹が植栽されている道路では、樹木が障害となることが懸念されるため、サイン表示面の水平方向の持ち出し距離に配慮して設置する。</p> <p>【歩行者用サインの視認性】 ◇歩行者用のサインを植栽帯の中に設置する際には、植物の成長により、サインの表示面が覆い隠されたり、メンテナンスの障害とならないよう配慮する。 ◇夜間の視認性に配慮し、街路灯などが近くにある、明るい場所を選び設置する。</p>

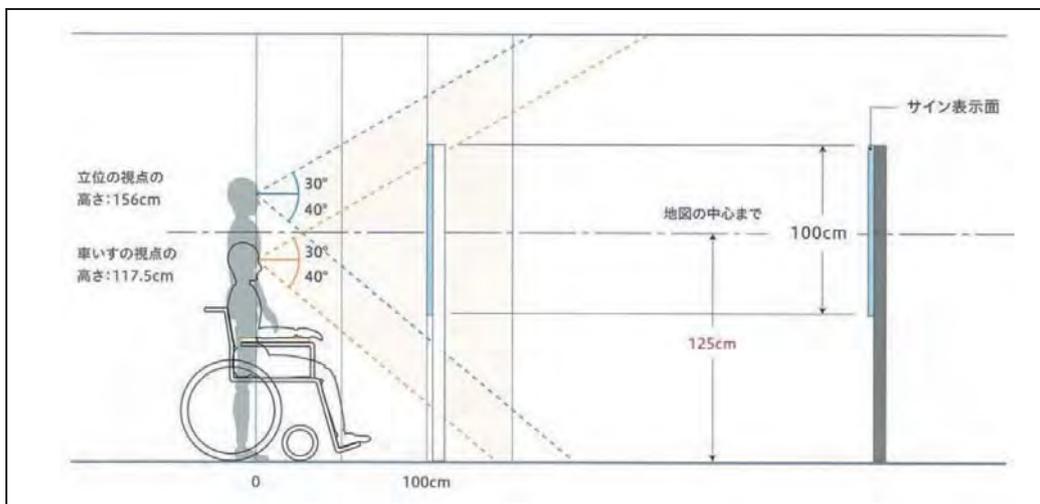
6-2 各種サインの設置基準

(1) 案内サインの設置基準

〔表示面の高さ〕

表示面の高さは、立位の利用者と車椅子の利用者の双方にとって見やすい範囲に設置する必要があります。そのため、車椅子利用者の上方の見やすい高さを考慮して、表示面の中心までの高さは125cmを基本とします。

表示面の高さの条件

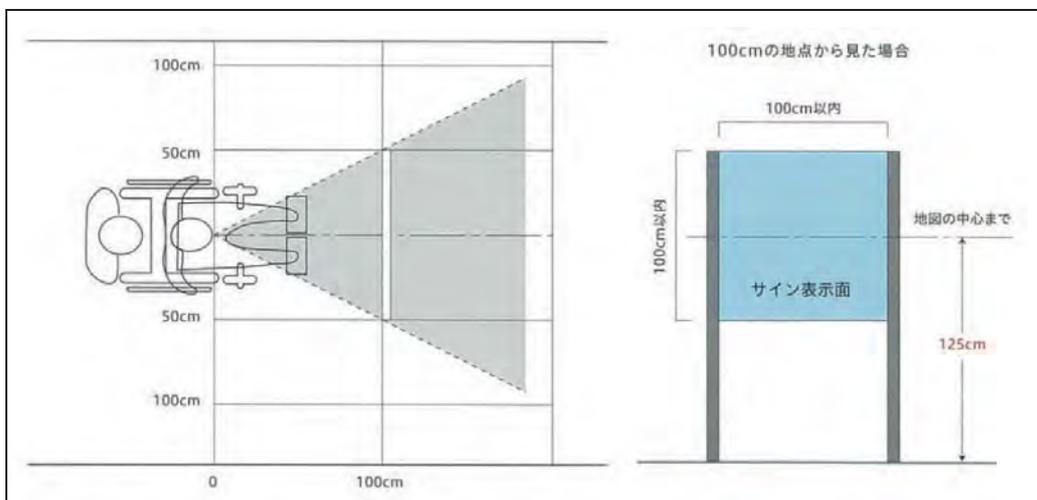


(資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

〔表示面の大きさ〕

表示面の大きさは、1m離れた位置から見渡せる範囲として、表示面の中心から上下左右50cm以内に抑えることを基本とします。

表示面の大きさの条件

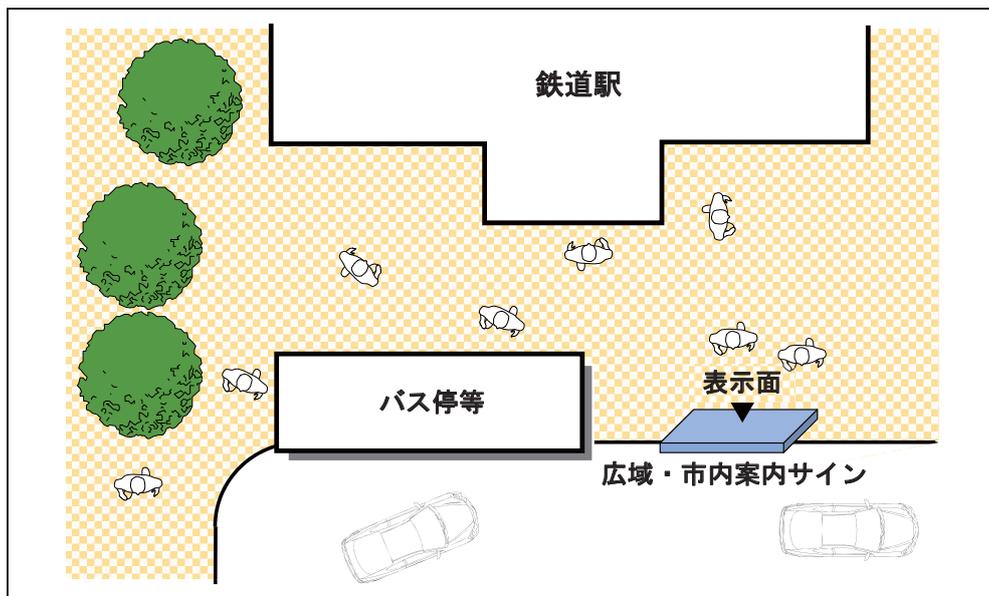


(資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン)

〔設置場所（広域・市内を対象）〕

広域的な交通結節点である鉄道駅や主要公共施設、観光施設など、多くの人が行動の起点とする場所に設置することを基本とします。

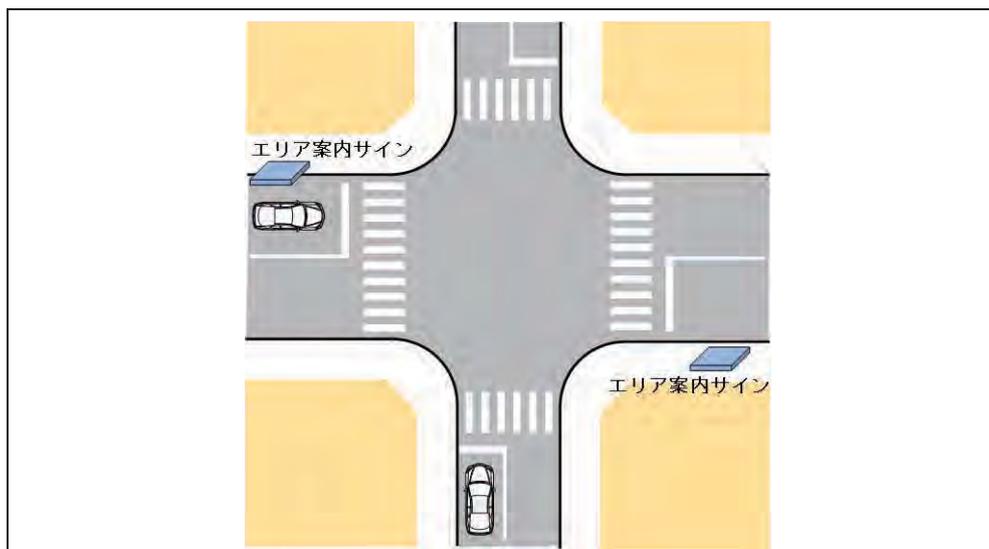
広域・市内を対象とした案内サインの設置場所の例



〔設置場所（エリアを対象）〕

公共施設などの行動の起点となる場所や移動の分岐点となる大規模な交差点などにおいて、交差点を挟んだ2箇所に設置することを基本とします。

エリアを対象とした案内サインの設置場所の例（交差点に設置する場合）

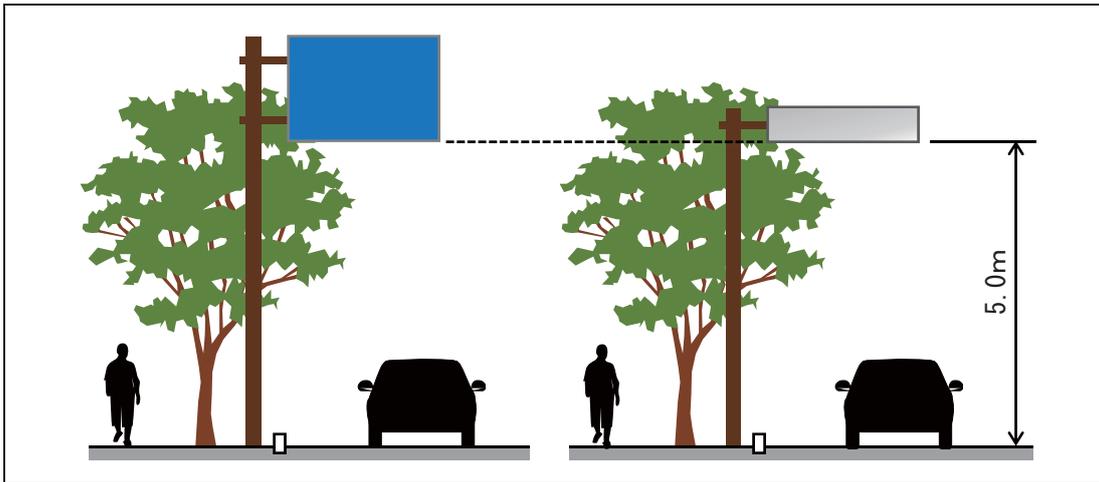


(2) 誘導サインの設置基準

〔表示板の高さ（車両用）〕

「道路標識設置基準」に準じて、路面から表示板の下端までの高さとして5.0 mを確保します。

車両用の表示板の高さの条件

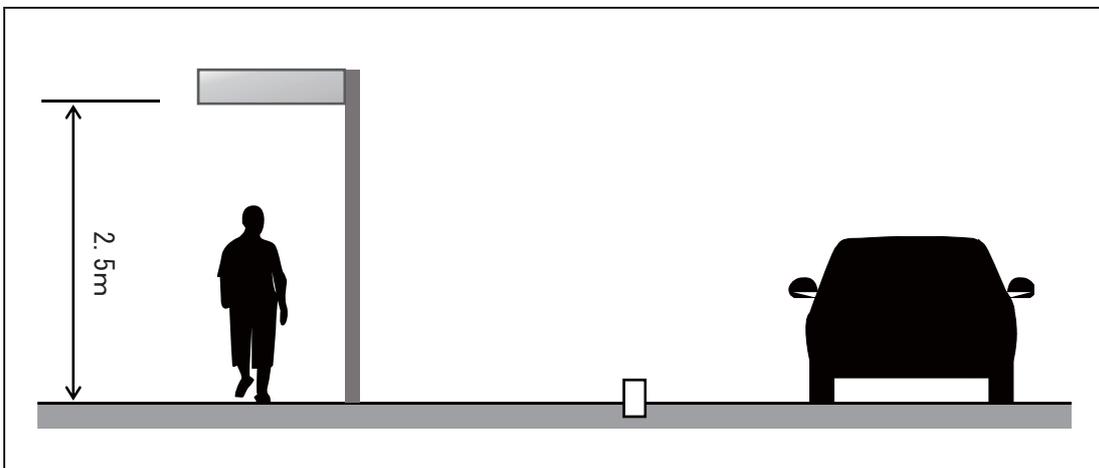


〔表示板の高さ（歩行者用・歩車兼用）〕

歩道部の建築限界を踏まえて、路面から表示板の下端までの高さとして2.5 mを確保します。
 なお、歩車兼用サインは主に以下のような場合に導入するものとします。

- ◇車両（運転者や同乗者）及び歩行者の双方に同時に情報を提供することが効果的であり、両者のサインを統合することによる視認性低下等の弊害がない場合
- ◇郊外部であるなど、周辺に案内する施設が少なく、車両用サインと歩行者用サインを分けて個別に設置する必要がない場合
- ◇道路幅員が狭いなど設置箇所の条件により、大型の車両用サインの設置が困難な場合

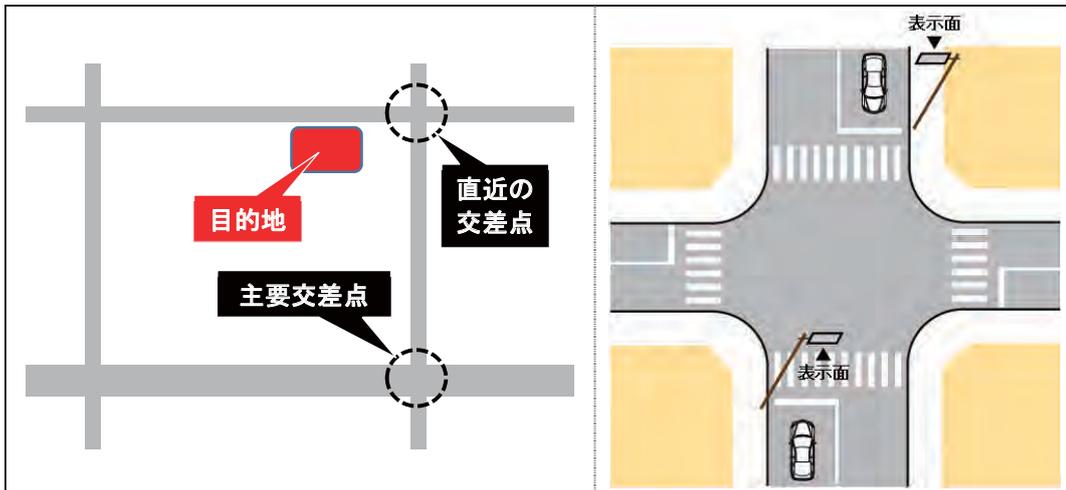
歩行者用・歩車兼用の表示板の高さの条件



〔設置場所〕

幹線道路から目的地へ至る経路の主要交差点及び目的地の直近の交差点において、交差点を挟んで2基設置することを基本とします。

誘導サインの設置場所

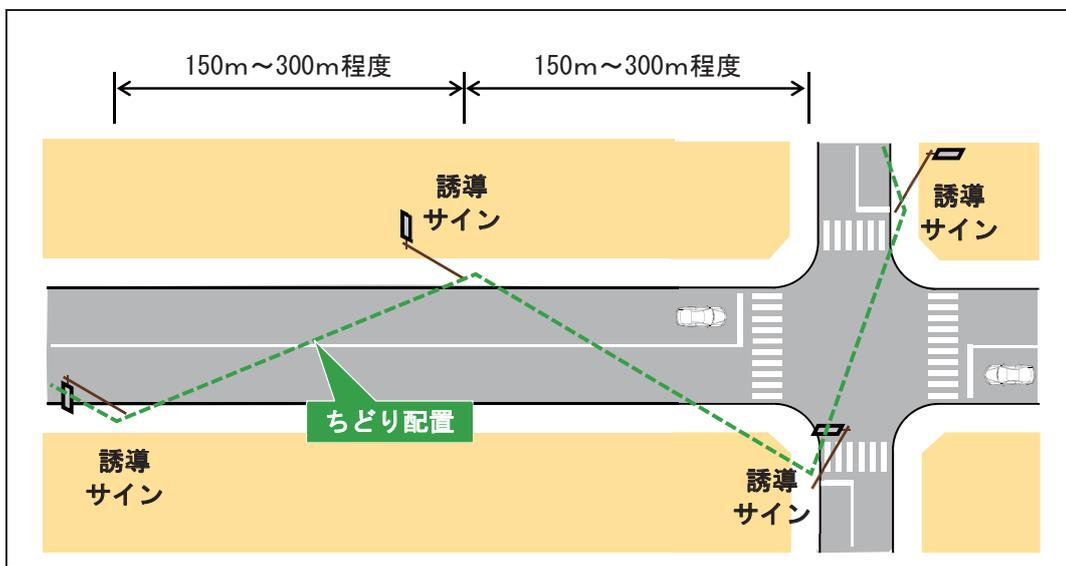


〔配置間隔〕

誘導サインは、主要交差点及び目的地の直近の交差点に設置することを基本としますが、その他にも直線の移動距離が長くなるような場合は、必要に応じて適切な間隔で補完的に設置することを基本とします。

この場合、情報がなく不安な状況で人が不安なく歩ける距離は概ね150m～300mと言われているため、これに準じた間隔を基本とします。また、両側に歩道を有するなど、広幅員の道路については両側に「ちどり配置」で設置することを基本とします。

直線区間における設置間隔



(資料：歩行者のためのコミュニティサイン)

(3) 記名サインの設置基準

〔表示板の高さ（矢羽型）〕

矢羽型の記名サインの表示板の高さについては、車両用、歩行者用、歩車兼用ともに、誘導サインと同様とします。

〔設置場所〕

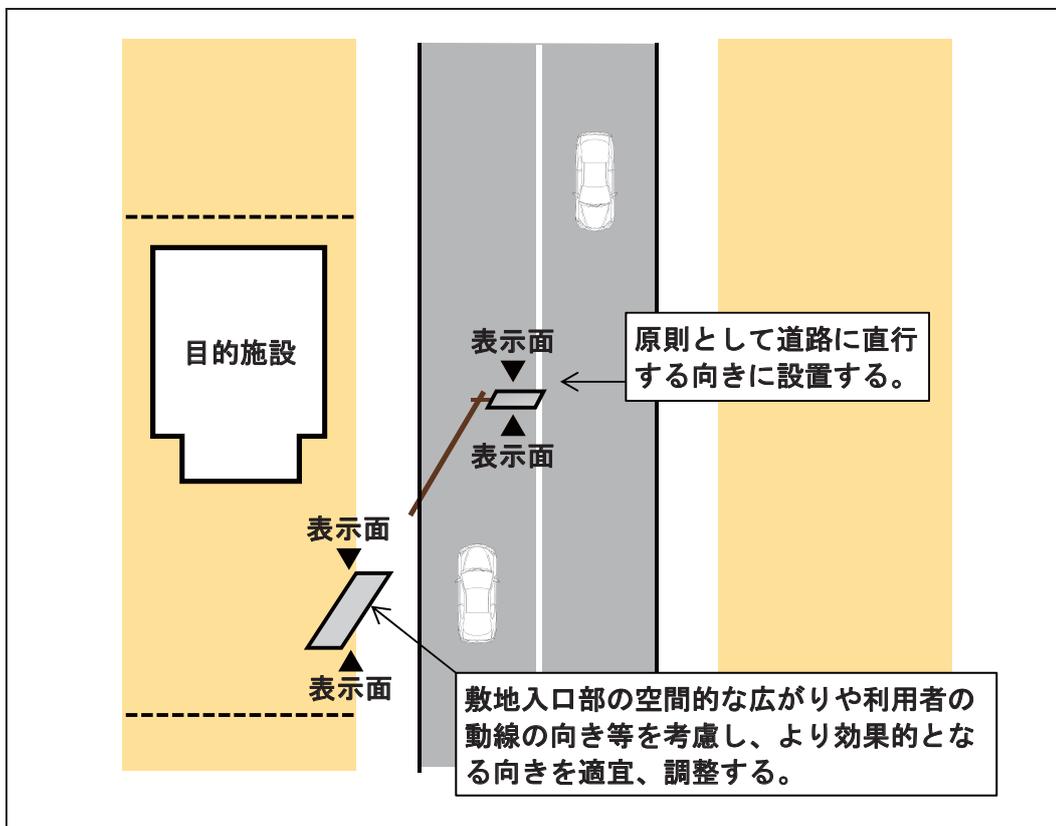
公共施設等の入口部に設置することを基本とし、道路上には矢羽型の記名サイン、敷地入口部には平板型（地上据付型）の記名サインを設置することとします。ただし、前面道路の歩道の有無や幅員の条件、敷地外構の塀・柵・垣根等の構造物の条件等により、必ずしも効果的とはならない場合には、適宜検討することとします。

〔表示面の向き〕

道路上に設置する矢羽型の記名サインは、道路に対して直行する向きに設置することを原則としますが、敷地入口部に設置する平板型（地上据付型）の記名サインは、敷地入口部の空間的な広がりや利用者の動線等を考慮し、より効果的となる向きを、適宜調整することとします。

なお、記名サインの表示情報は、両面表示を基本とします。

記名サインの設置場所と表示面の向き



第7章

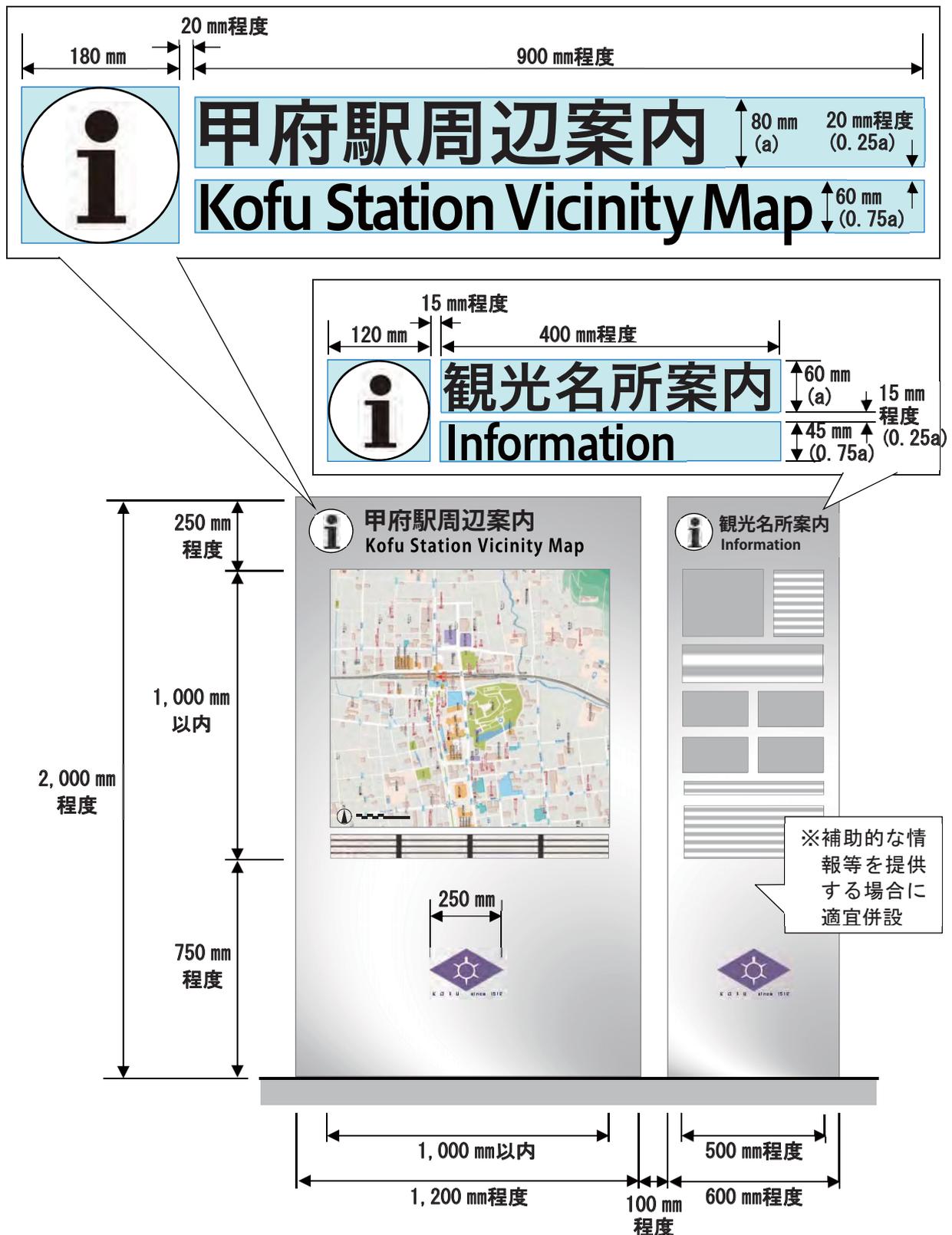
標準サンプル

第7章 標準サンプル

7-1 表示情報のレイアウトの条件

(1) 案内サインの表示寸法及びレイアウト

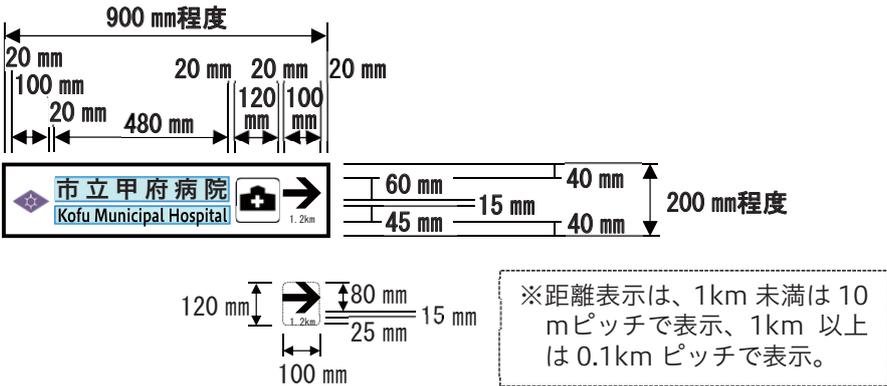
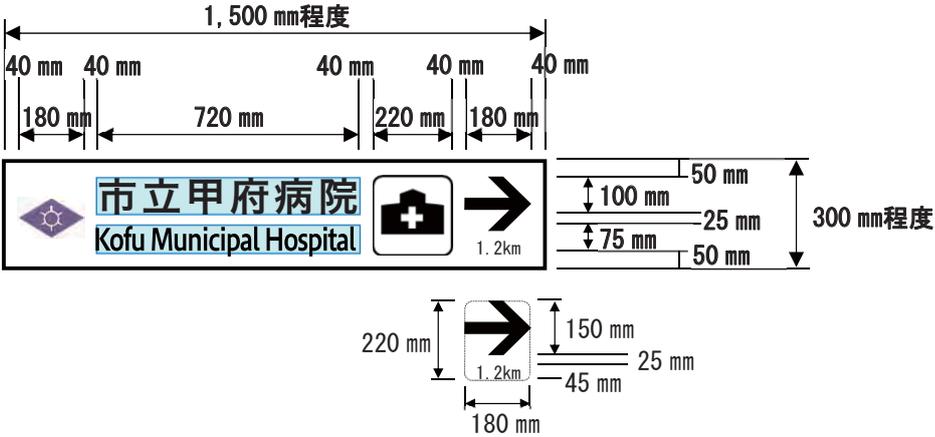
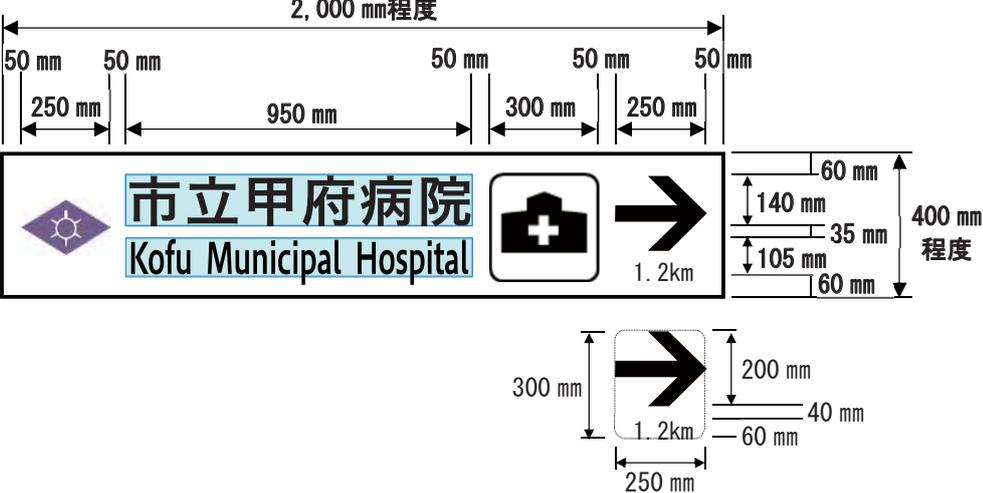
案内サインの表示寸法は以下を標準とします。なお、文字の配置は左詰めとします。



(2) 誘導サイン（矢羽型）の表示寸法及びレイアウト（※記名サインも同様）

誘導サイン（矢羽型）の表示寸法は以下を標準とします。なお、文字の配置は外詰めを基本とし、記名サインは、誘導サインの矢印を除いて文字数を多く表示できるレイアウトとすることを基本とします。

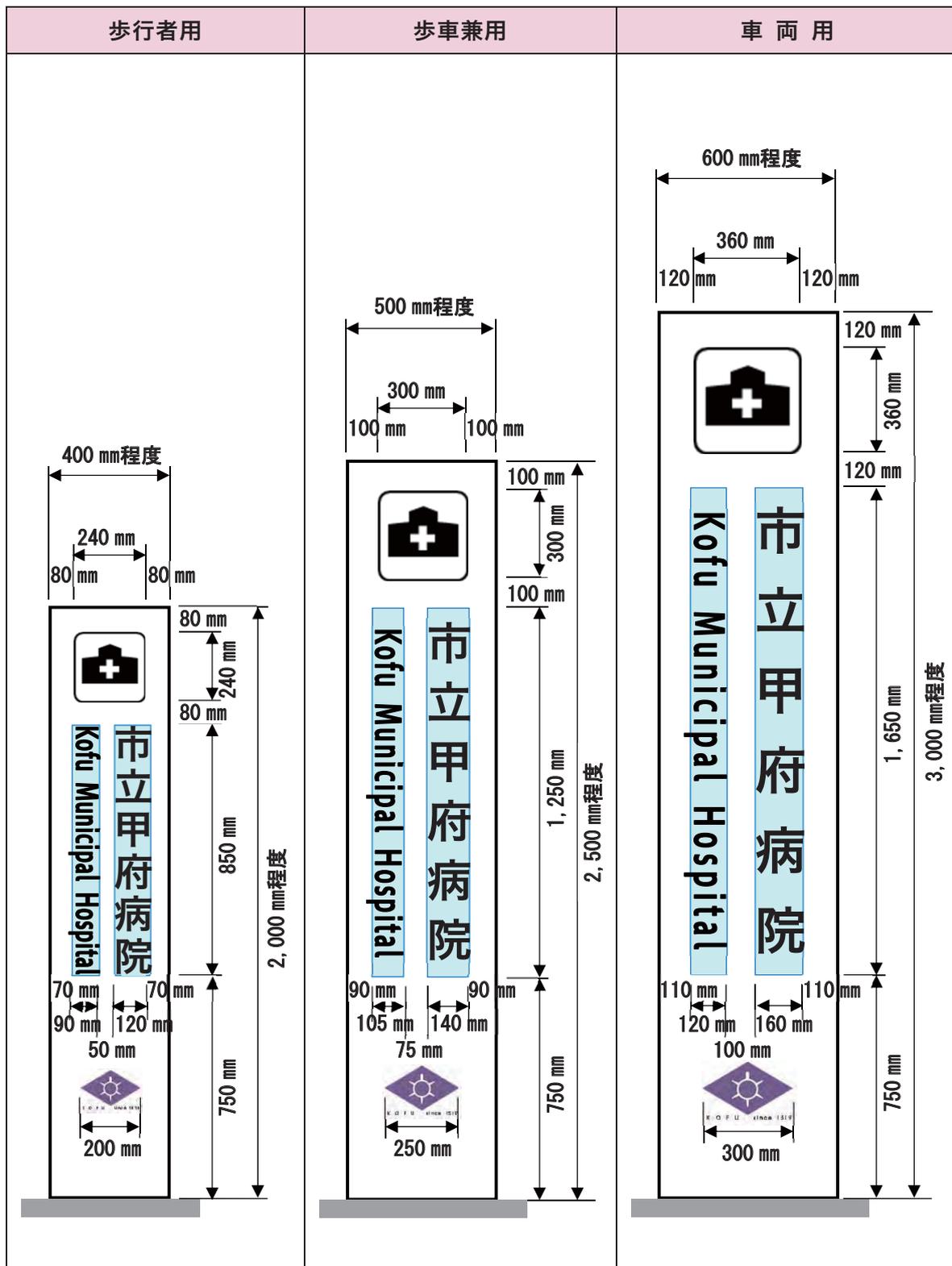
誘導サイン（矢羽型）の表示寸法

歩行者用	
歩車兼用	
車両用	

(3) 記名サイン（平板型）の表示寸法及びレイアウト

記名サイン（平板型）の表示寸法は以下を標準とします。なお、文字の配置は上詰めを基本とします。

記名サイン（平板型）の表示寸法



(4) その他のサンプルの表示寸法及びレイアウト

〔誘導サイン（矢羽型）のピクトグラムがない場合〕

ピクトグラムの部分を含めて文字数を多く表示できるレイアウトとし、文字数が少ない場合は、適宜文字間を広くし、バランスを調整します。

誘導サイン（矢羽型、ピクトグラムがない場合）の表示寸法

歩行者用	<p>900 mm程度</p> <p>20 mm 20 mm 20 mm</p> <p>100 mm 20 mm 100 mm</p> <p>620 mm</p> <p>総合市民会館 →</p> <p>Kofu City General Civic Auditorium 1.2km</p> <p>60 mm 40 mm</p> <p>45 mm 15 mm 40 mm</p> <p>200 mm程度</p> <p>120 mm</p> <p>80 mm</p> <p>25 mm 15 mm</p> <p>100 mm</p> <p>※距離表示は、1km 未満は 10 mピッチで表示、1km 以上は 0.1km ピッチで表示。</p>
歩車兼用	<p>1,500 mm程度</p> <p>40 mm 40 mm 40 mm 40 mm</p> <p>180 mm 980 mm 180 mm</p> <p>総合市民会館 →</p> <p>Kofu City General Civic Auditorium 1.2km</p> <p>50 mm</p> <p>100 mm 25 mm</p> <p>75 mm 50 mm</p> <p>300 mm程度</p> <p>220 mm</p> <p>150 mm</p> <p>25 mm 45 mm</p> <p>180 mm</p>
車両用	<p>2,000 mm程度</p> <p>50 mm 50 mm 50 mm 50 mm</p> <p>250 mm 1,300 mm 250 mm</p> <p>総合市民会館 →</p> <p>Kofu City General Civic Auditorium 1.2km</p> <p>60 mm</p> <p>140 mm 35 mm</p> <p>105 mm 60 mm</p> <p>400 mm程度</p> <p>300 mm</p> <p>200 mm</p> <p>40 mm 60 mm</p> <p>250 mm</p>

〔記名サイン（矢羽型）〕

記名サインは、誘導サインの矢印を除いて文字数を多く表示できるレイアウトとし、文字数が少ない場合は、適宜文字間を広くし、バランスを調整します。

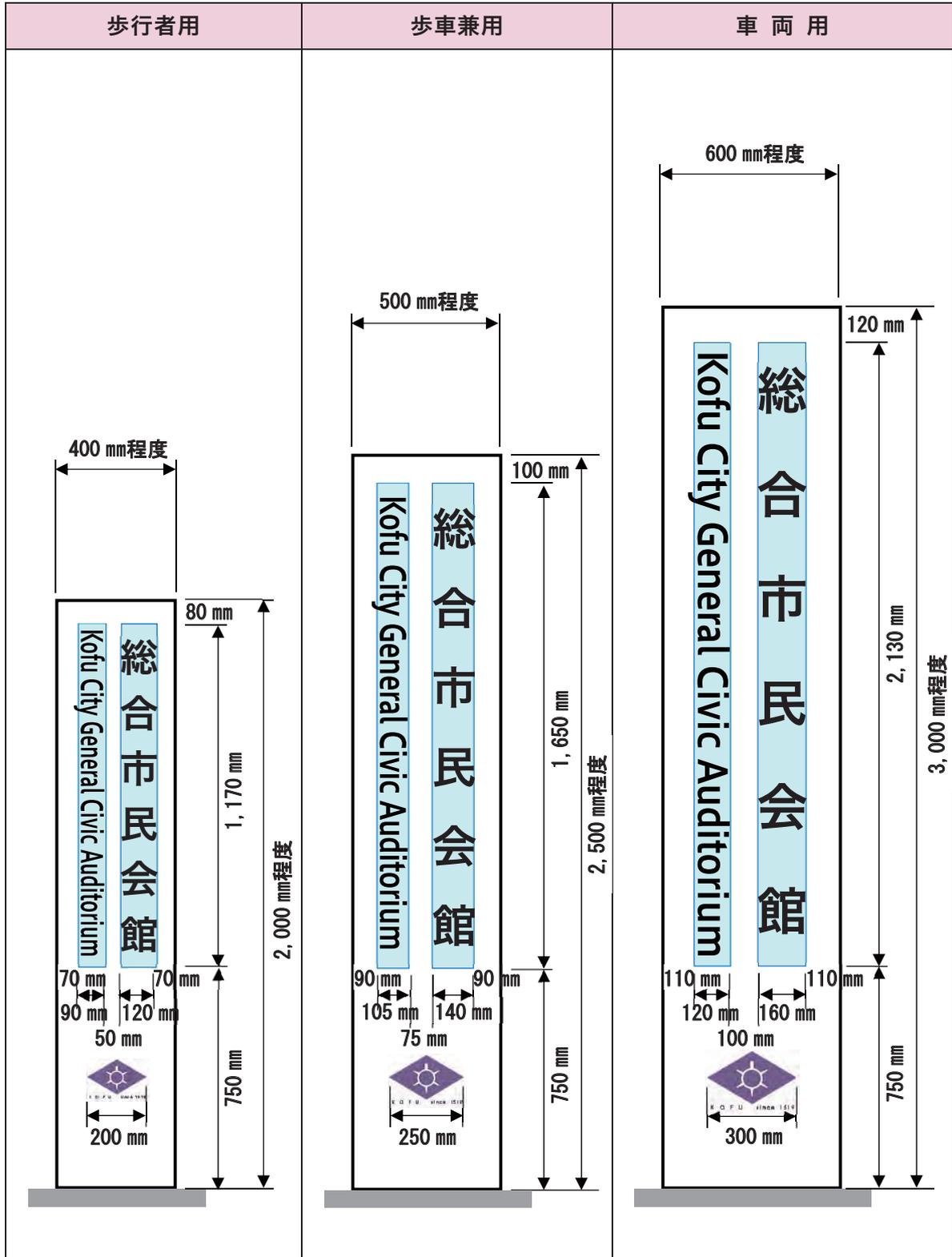
記名サイン（矢羽型）の表示寸法

歩行者用	
歩車兼用	
車両用	

〔記名サイン（平板型）のピクトグラムがない場合〕

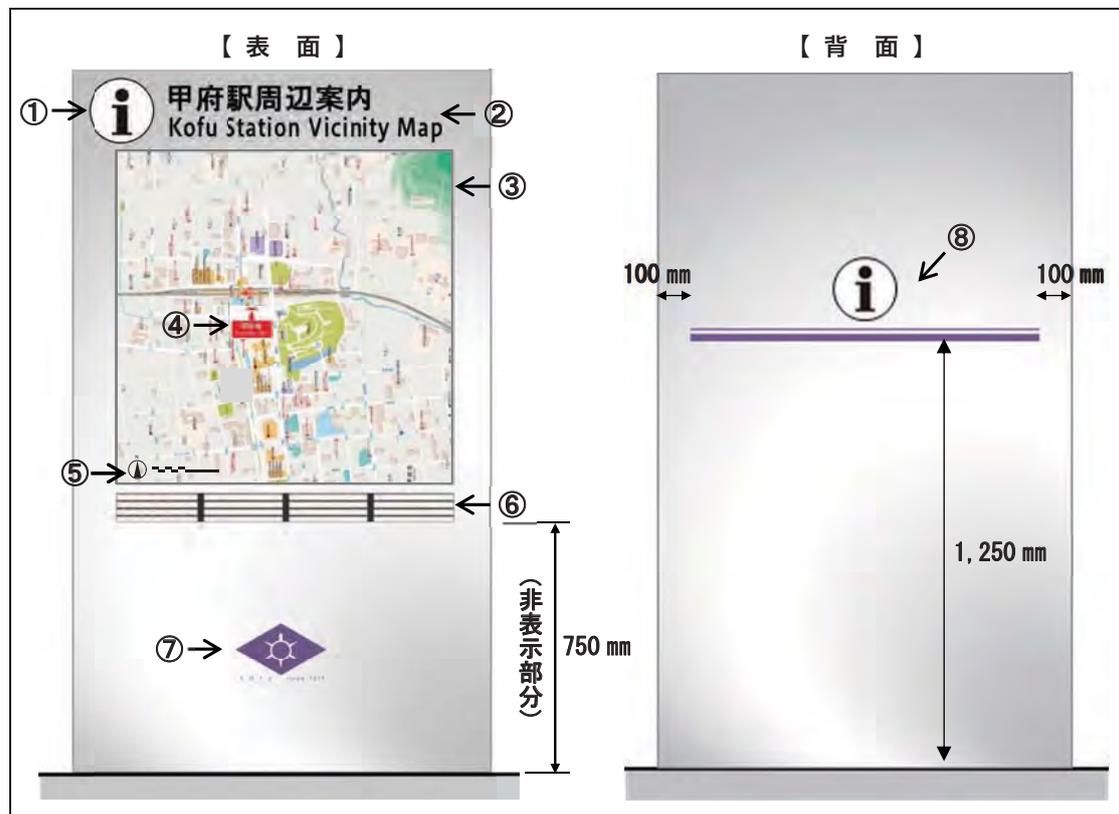
ピクトグラムの部分を含めて文字数を多く表示できるレイアウトとし、文字数が少ない場合は、適宜文字間を広くし、バランスを調整します。

記名サイン（平板型、ピクトグラムがない場合）の表示寸法



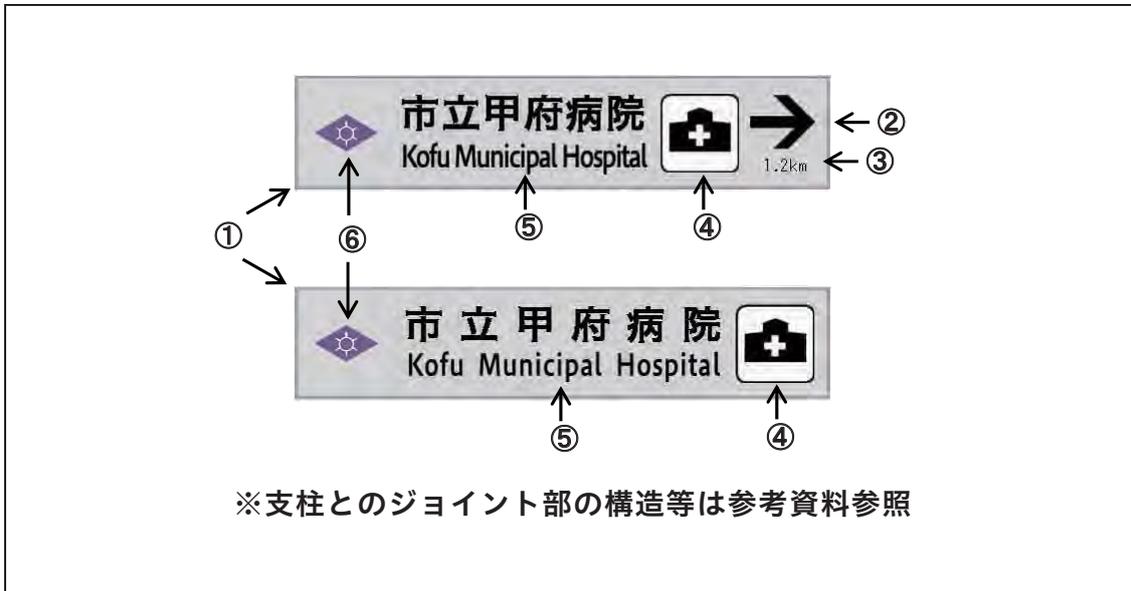
7-2 各種サインのデザイン例

(1) 案内サインのデザイン例



- ①：インフォメーションマークのピクトグラム
・JIS 案内用図記号（180 mm角）を使用し、黒色を基本とします。
- ②：案内サインの名称
・板面上部に左詰めで配置し、和文 80 mm、英文 60 mmで、黒色を基本とします。
- ③：案内地図
・現在地を中心に、利用者の行動範囲に配慮して表示範囲を柔軟に設定します。
・広域地図は「北が上」、市内地図・エリア地図は、設置位置に対して「前方が上」になる向きを基本とします。
・地図には道路・鉄道・河川・公園等の基盤施設の他、主要な建物を表示します。
（地図の情報掲載基準：P47～P49 参照、地図の表示に用いる色彩：P50 参照）
- ④：現在地
・現在地の表示は赤色を使用し、下地色の状況により文字の色を反転して使います。
- ⑤：方位と縮尺
・地図の左下を基本として、方位とバースケールを表示します。
- ⑥：凡例
・凡例は、ピクトグラムと2言語表記を基本とし、左詰めで表示します。
- ⑦：市章
・市章は、板面下部の非表示部分の中心に表示します。
- ⑧：背面のラインとインフォメーションマークのピクトグラム
・高さ 125 mmの位置にライン（色：二藍、太線：20 mm、細線：10 mm、線間：10 mm）を表示し、ライン上側のセンターにピクトグラムを表示します。
- ※ 印刷シートについては、インクジェット印刷専用シートを用いることを基本とする。

(2) 誘導・記名サイン（矢羽型）のデザイン例



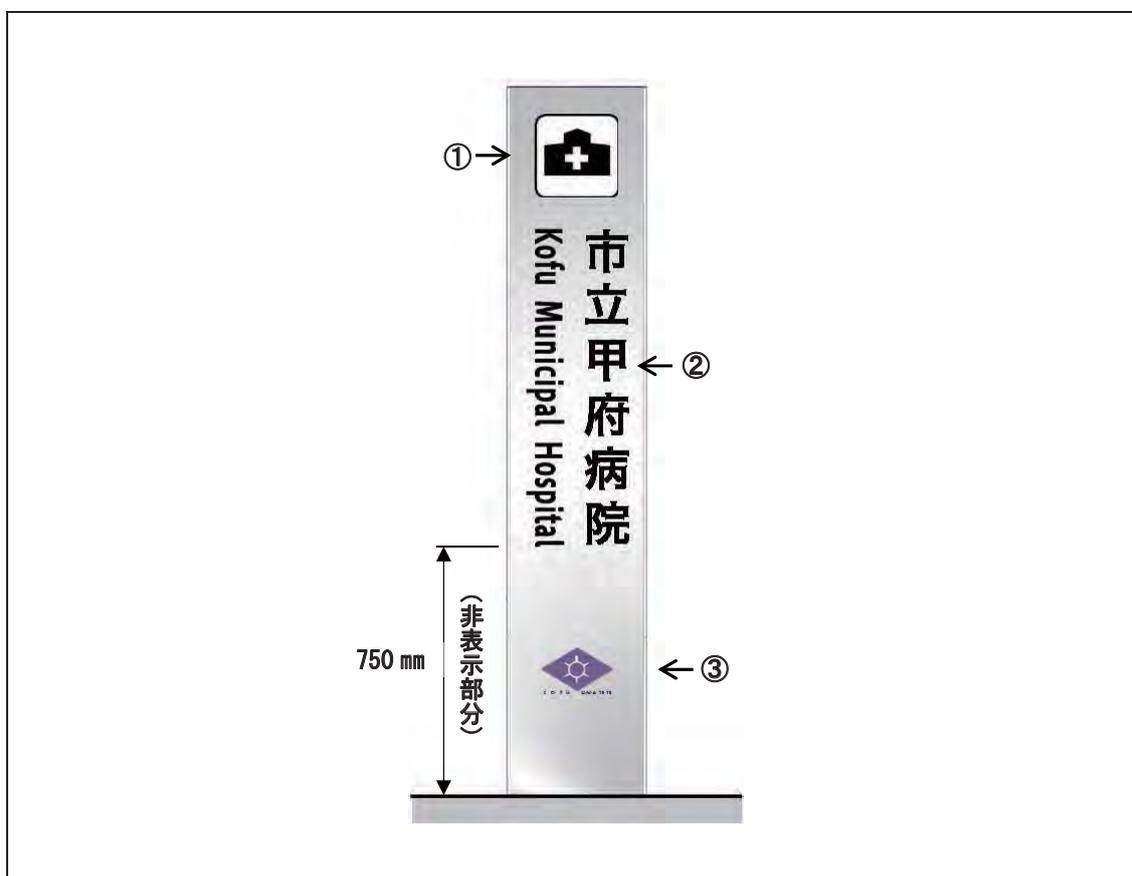
- ①：板面の背景色
 - ・背景色は薄いグレーを基本とします（板面をアルミの質感とする場合には、反射による視認性の低下が懸念されるため）。
- ②：矢羽の設置の向き等
 - ・誘導する方向に合わせて矢羽を設置することを基本とし、同一方向に複数の誘導表示を行う場合は、距離の遠い方を上部に表示します。
- ③：距離
 - ・距離の表示は、1km 未満は 10mピッチ、1km 以上は 0.1km ピッチで表示します。
- ④：ピクトグラム
 - ・JIS 案内用図記号を使用し、黒色を基本とします（歩行者用：120 mm角、歩車兼用：220 mm角、車両用：300 mm角）。
 - ・ピクトグラムがない施設の場合は、施設の名称をピクトグラムの先頭の位置に詰めて表示します。
- ⑤：施設の名称
 - ・文字の大きさは以下の組み合わせを基本とします。

種 別	歩行者用	歩車兼用	車 両 用
和 文	60 mm	100 mm	140 mm
英 文	45 mm	75 mm	105 mm

- ・文字の色は、黒色を基本とします。
- ・文字の配置は外詰めを基本とし、ピクトグラムがないことや文字数が少ないことにより支柱側の余白が大きくなる場合には、適宜文字間を広くし、バランスを調整します。
- ⑥：市章
 - ・支柱側の余白の部分に、センターの高さを基本として表示します。

※ 印刷シートについては、超高輝度反射シート広角プリズム型を用いることを基本とする。

(3) 記名サイン（平板型）のデザイン例



①：ピクトグラム

- ・JIS 案内用図記号を使用し、黒色を基本とします（歩行者用：240 mm角、歩車兼用：300 mm角、車両用：360 mm角）。
- ・ピクトグラムがない施設の場合は、施設の名称をピクトグラムの上端の位置に詰めて表示します。

②：施設の名称

- ・文字の大きさは以下の組み合わせを基本とします。

種 別	歩行者用	歩車兼用	車 両 用
和 文	120 mm	140 mm	160 mm
英 文	90 mm	105 mm	120 mm

- ・文字の色は、黒色を基本とします。
- ・文字の配置は上詰めを基本とし、ピクトグラムがないことや文字数が少ないことにより基礎側の余白が大きくなる場合には、適宜文字間を広くし、バランスを調整します。

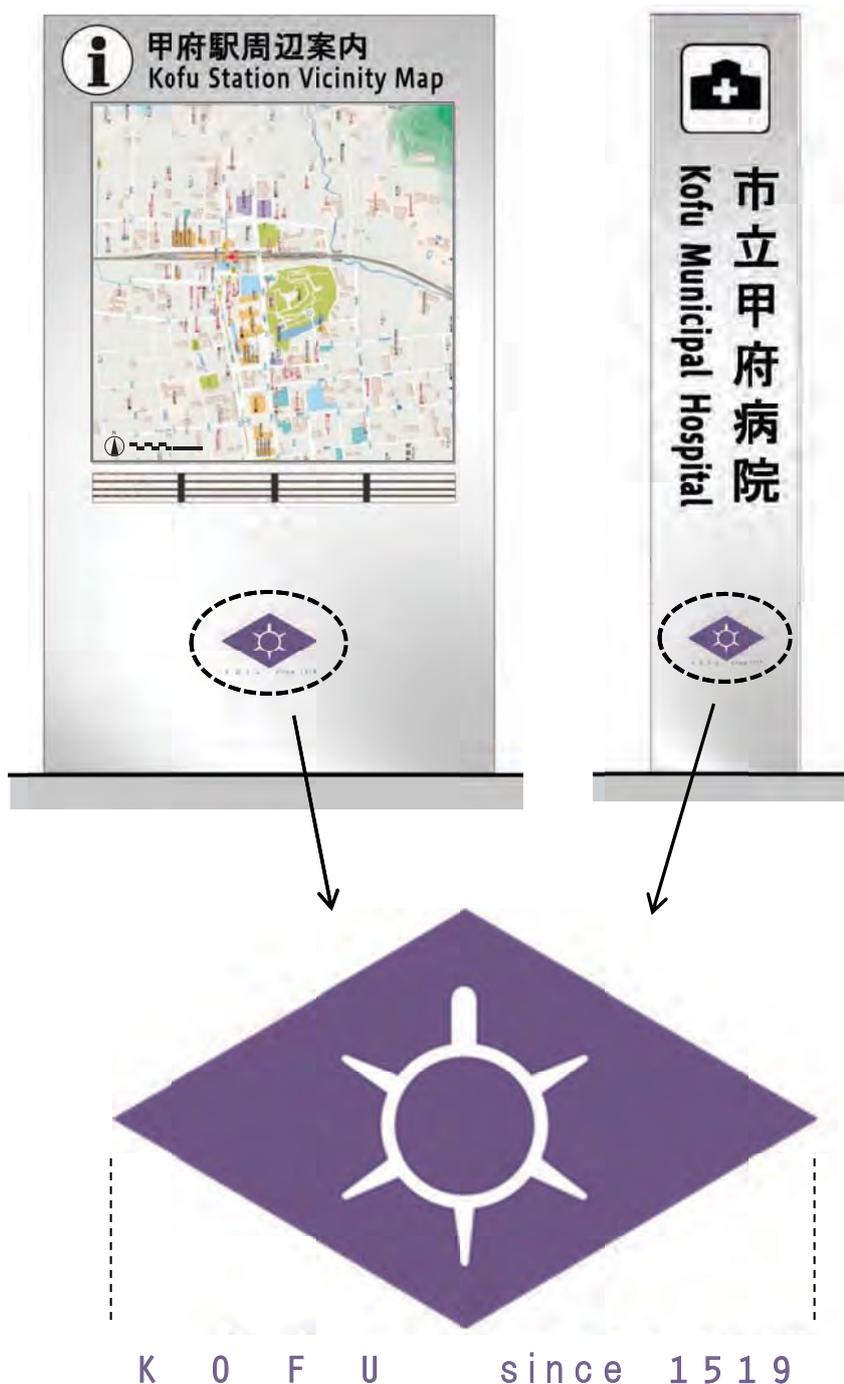
③：市章

- ・市章は、板面下部の非表示部分の中心に表示します。
- ・市章の大きさは、横方向のサイズをピクトグラムのサイズの5/6とします。

※ 印刷シートについては、超高輝度反射シート広角プリズム型を用いることを基本とする。

(4) 市章に付記するロゴ（意匠文字）

案内サイン及び記名サイン（平板型）に表記する市章については、市章の下部に市章の横幅に収まる大きさを基本として「KOFU since 1519」のロゴ（意匠文字）を付記することを基本とします。



※市章の横幅に収まる大きさを基本として、「K O F U since 1519」のロゴ（意匠文字）を付記することを基本とします。

第 8 章

整備・維持管理

第8章 整備・維持管理

8-1 整備・維持管理の基本的な流れ

本計画を適用する公共サインは、次の流れで整備・維持管理することとします。

取組の段階	検討・作業内容等	備考
実施設計	現地調査 ▼	対象範囲、対象施設、案内経路、概略配置等の検討 ⇒ 第6章 設置基準参照
	本体・表示検討 ▼	本体構造、表示内容、レイアウトの検討 ⇒ 第5章 表記基準参照
	配置決定 ▼	設置位置の詳細条件の設定 ⇒ 第6章 設置基準参照
	設計図書作成 ▼	本体設計、表示面原稿作成 ⇒ 第4章 基本デザイン 第7章 標準サンプル参照
制作・施工	発注・制作 ▼	表示内容の校正（内容・文字・色彩） ⇒
	設置 ▼	施工管理 ⇒
管理（維持管理等）	管理登録 ▼	サイン管理台帳作成・登録 ⇒
	メンテナンス ▼	本体・表示内容等の日常管理、補修 ⇒
	情報共有 ▼	管理状況等に関する定期的な情報共有 ⇒
	評価	これまでの運用の評価と対策の検討 ⇒

8 - 2 整備・維持管理における留意事項

(1) 参照・連携の位置付けにあるサインとの調整

〔本計画の適用の検討〕

公園内や公共施設の敷地内、拠点的な都市開発の区域内など、一定のエリア内で独自のデザインコンセプトに基づいて設置されている公共サインや、避難場所・住居表示などの市域全体で統一的なシステムで設置されている公共サインについては、更新の段階を基本として、本計画に基づいて更新を行うことが適切かどうかの検討を行うこととします。

〔周辺の既設サインの表示情報との調整〕

本計画に基づいて公共サインを新設・更新を行う際には、県及び周辺市町、民間等の主体が設置している既設サインの表示情報を十分に確認し、整合性を確保するよう調整を図ります。

(2) 維持管理の基本的な考え方

公共サインの維持管理については、設置の時期、種別、場所、点検や更新の履歴等を記載した管理台帳を作成し、定期的な保守点検により、随時管理台帳の更新を行い、計画的・効率的な維持管理を行います。

〔本体の維持管理の考え方〕

年に1回の定期点検を行うことを基本とし、破損、腐食、表示面の劣化（退色等）が認められた場合には、速やかに修繕等の措置を検討し、適正に対処します。

〔表示情報の維持管理の考え方〕

道路の整備状況は、時間の経過とともに変化が生じるため、常に利用者に対して適切な情報を提供できるように、定期点検時には、表示情報についても内容確認を行います。

また、表示情報を更新する必要がある場合には、速やかに更新を行います。

〔周辺環境の維持管理の考え方〕

公共サインの視認性の向上を図るために、必要に応じて街路樹の剪定を行うなど、周辺環境の維持管理に努めます。

(3) 管理台帳の構成と様式

計画的・効率的な維持管理を行うために、次の3つの管理台帳を作成します。

〔管理台帳①：所管部局別管理台帳〕

庁内の「課」を単位として作成した「所管課別管理台帳」の情報に基づき、各部内全体で維持管理している公共サインのデータベースとして整理します。

所管部局別管理台帳の記載項目

所 管 部 局		所管数量 (基)				
部名	課 名	案内	誘導	記名	その他	計
〇〇部	◎◎課	1	10	6	-	17
	□□課	-	-	5	1	6

〔管理台帳②：所管課別管理台帳〕

庁内の「課」を単位として作成する管理台帳であり、部内の各所管課で作成する「個別公共サイン管理台帳」の情報に基づくデータベースとして整理します。

なお、管理番号は「課」を単位とした連番とし、公共サインを新設した場合は順次番号を追加し、廃止した場合は欠番の取り扱いとします。

所管課別管理台帳の記載項目

所管部局			設置場所	公共サインの概要				現状の問題点等				
課名	係名等	管理番号		種別				表示内容	設置時期	補修歴	点検評価	本計画の適用状況
				案内	誘導	記名	その他					
●●課	〇〇係	1	丸の内 1-18-1			○		施設名称	S62	-	C	×
		2	青沼 3-5-44		○			方向・距離	H28	-	A	×
	□□係	3										
		4										
		5										
		6										
		7										
		8										
		9										
△△係												

〔管理台帳③：個別公共サイン管理台帳〕

各所管部局で維持管理している各種公共サインのそれぞれについて作成する管理台帳であり、各公共サインの設置場所や時期、構造・規格等の条件（構造図を含む）、現地写真、点検の履歴などの情報を整理します。

個別公共サイン管理台帳

課名	係名等		管理番号					
設置場所								
種 別	<input type="checkbox"/> 案内	<input type="checkbox"/> 誘導	<input type="checkbox"/> 記名	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
表示内容								
設置時期 施工業者	新 設							
	取 替							
構造・規格	本体寸法							
	表示面寸法							
	材 質	支 柱						
		表 示 板						
	そ の 他							
現況写真								
表	裏		損傷・劣化等拡大					
点検履歴								
点検年月日	点検者	点検内容（有無の確認）					点検結果に対する評価 A：異常なし B：修繕が必要 C：取替が必要	対応状況・その他の特記事項等
		よ い れ	歪 み ・ 破 損	老 朽 化 ・ 腐 食	情 報 の 錯 誤	色 落 ち ・ 剥 離		

8-3 情報提供の充実

(1) 民間事業者の情報の掲載への取組

公共サインに民間事業者の情報を掲載することについて、次の二つの視点を踏まえて検討します。

一つは民間施設をランドマークとしてとらえ、案内サインの地図の中に民間施設を表示することで、利用者が位置的な情報を認識しやすくなり、案内地図としての機能をより高めることが期待できます。

ただし、地図に民間施設を表示するにあたっては、表示する施設の内容や規模、住民等の認知度など、表示の妥当性を判断することが重要となります。

もう一つは、広告として公共サインの一部に民間事業者の情報を掲載することがあげられます。公共サインに民間事業者の広告を掲載し、その広告料収入を維持管理等の財源の一部として活用することにより、公共サインと民間サインの連携が図られるとともに、維持管理におけるコスト縮減が期待できます。

ただし、公共サインにふさわしい内容の広告であるかどうか、また、公共サインのデザインへの影響、情報の掲載の仕方や情報の選定基準などを総合的に検討する必要があります。

民間事業者の広告を掲載した例

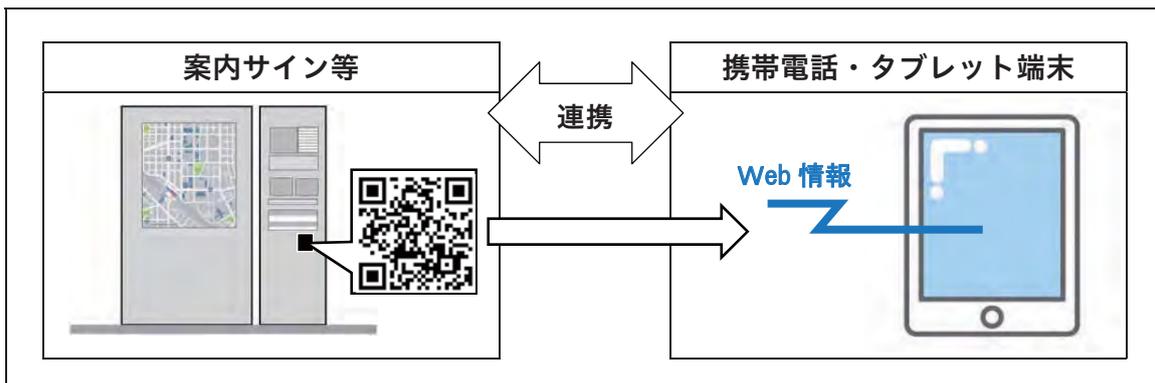


(2) 他の情報媒体との連携の取組

近年は、携帯端末の普及に伴い、情報提供手法として二次元バーコード（QRコード）が広く活用されています。

そのため、今後の取組として、案内サイン等におけるQRコードの活用を検討します。QRコードの活用は、携帯端末からの情報の閲覧を可能とし、案内サイン等の地図情報と他の情報媒体との連携が図られ、相乗効果による公共サインの利便性向上が期待できます。

他の情報媒体との連携のイメージ



(3) デジタル技術を活用した情報提供サービスへの取組

近年、多くの場所でディスプレイなどの電子的な表示機器が設置され、様々な情報が発信されています。それらシステムはデジタルサイネージと呼びます。

デジタルサイネージは、ホテルのコンシェルジュ（案内係）のような案内・相談ツールや駅や空港での案内板としても使用され、今後は、学校や病院等の公共空間においても、情報共有ツールや緊急情報提供ツール等の様々な役割を担っていくことが想定されます。

そのため、甲府市においても、特に多くの市民や来訪者が利用する公共空間において、デジタルサイネージの活用を検討し、情報提供サービスの更なる向上を図ります。

デジタルサイネージの設置例（タッチパネルによる案内）



参考資料編

1. 公共サインに関する
市民アンケート調査結果の概要
2. 標準サンプルの構造図

1 公共サインに関する市民アンケート調査結果の概要

(1) 市民アンケートの実施状況

公共サイン計画を検討する上で市民意見を把握するために、アンケート形式によるサンプリング調査を実施しました。

調査は、甲府市に現在設置されている公共サインに対する評価や今後の取組課題等に関する意見の集約を目的としており、調査項目は次のとおりです。

市民アンケートの調査項目

- | |
|--|
| ①回答者の属性
(性別・年代・居住地域・運転免許の保有状況・主な交通手段) |
| ②市内を移動する際の公共サインの活用状況 |
| ③市内の公共サインの設置場所に関する評価 |
| ④市内の公共サインの量的な充足状況に関する評価 |
| ⑤市内の公共サインの表示内容のわかりやすさや問題点に関する評価 |
| ⑥今後の公共サインの重点的な取組の必要性に対する意識 |
| ⑦公共サインの設置などに対する自由意見 |

調査期間は平成 28 年 1 月中旬～2 月中旬であり、住民基本台帳から無作為に抽出した 1,000 人を調査対象として調査票を送付し、このうち、306 人から回答をいただいています(回収率：30.6%)。

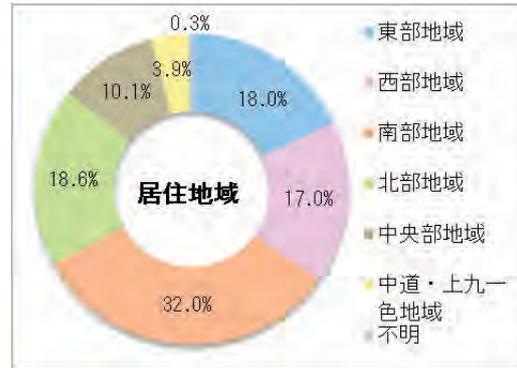
市民アンケートの実施状況

対象者の抽出方法	住民基本台帳に登録された市内居住者のうち、18 歳から 80 歳までを条件として無作為に抽出
調査票の配布方法	郵 送 (発 送 日：平成 28 年 1 月 15 日(金))
調査票の発送総数	1,000 票
調査票の回収方法	返信用封筒による返送 (投函締切：平成 28 年 1 月 31 日(日))
回収票数	306 票 (※ 平成 28 年 2 月 19(金)までの到着分)
回 収 率	30.6%

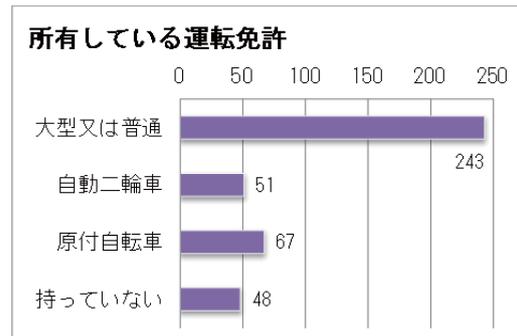
(2) 回答者の属性

回答者の性別については、女性が若干多く（男：46.0%、女：53.0%）、年齢としては、70歳代が最も多く（26.5%）、次いで60歳代が多くなっており（23.5%）、両年代で全体の半数を占めています。

また、居住地域については、南部地域が最も多く、3割を超えています。次いで東部・西部・北部地域が17～18%程度となっています。



その他、所有している運転免許については、約79%は大型又は普通免許を持っており、約16%は運転免許を持っていないとなっています。

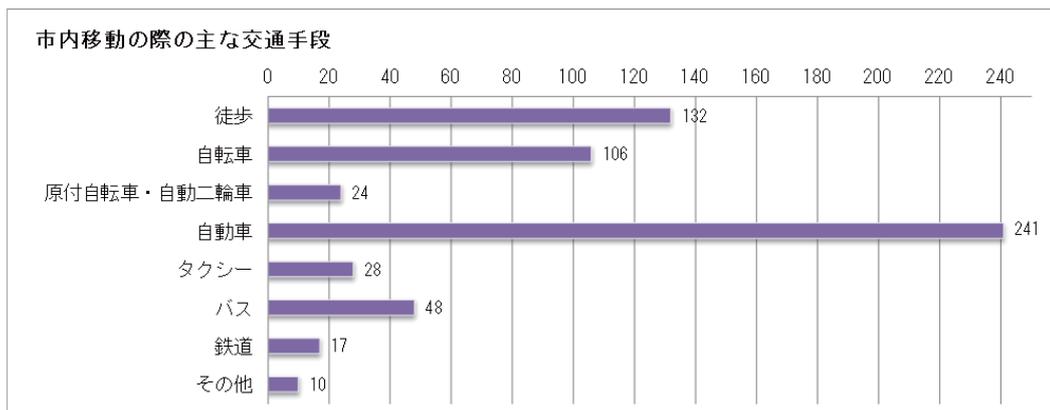


(3) 回答にみられる特性

〔市内移動の際の主な交通手段〕

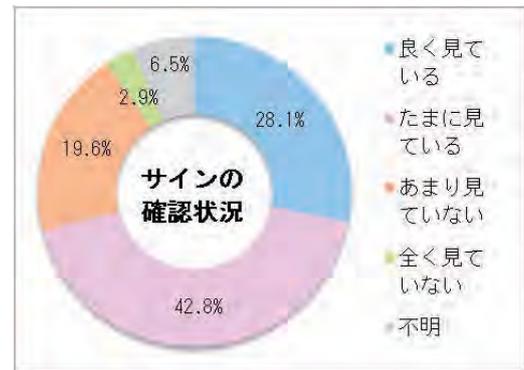
市内を移動する際の主な交通手段については、約79%は自動車を主な交通手段として利用しており、次いで徒歩、自転車が多くなっています。

なお、その他の交通手段としては、家族が運転する自動車に同乗するという回答が多くなっています（8票/10票）。



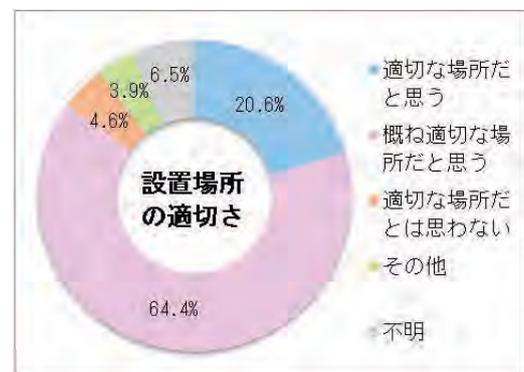
〔公共サインの活用状況〕

「市内の公共施設や観光施設等に出かける際に、市内に設置されている公共サインを手掛かりとして見ているか」については、「たまに見ている」が約43%で最も多く、「良く見ている」と合わせて約7割が公共サインを概ね活用していると考えられます。



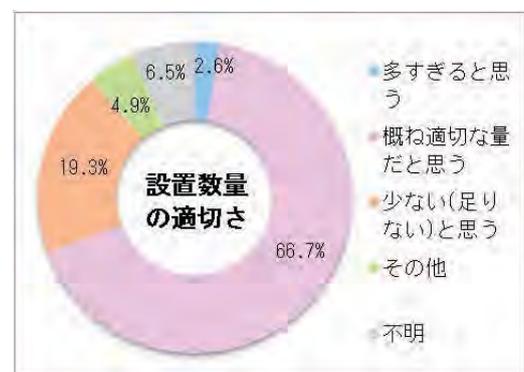
〔公共サインの設置場所の適切さ〕

「市内に現在設置されている各種の公共サインは、適切な場所に設置されていると思うか」については、「適切な場所だと思う」と「概ね適切な場所だと思う」の合計が85%を占めており、「適切な場所だとは思わない」は5%未満と非常に少なくなっています。



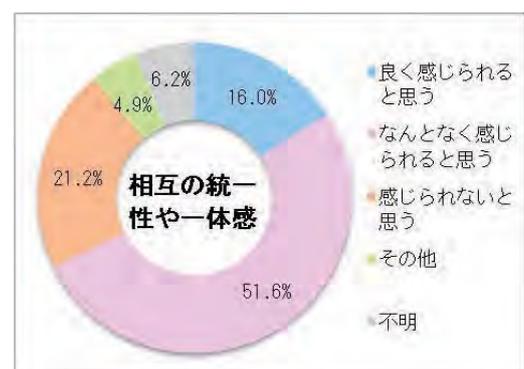
〔公共サインの設置数量の適切さ〕

「市内に現在設置されている各種の公共サインの量（数）は、適切な量（数）だと思うか」については、「概ね適切な量だと思う」が約67%を占める一方で、「少ない（足りない）と思う」も約2割を占めています。



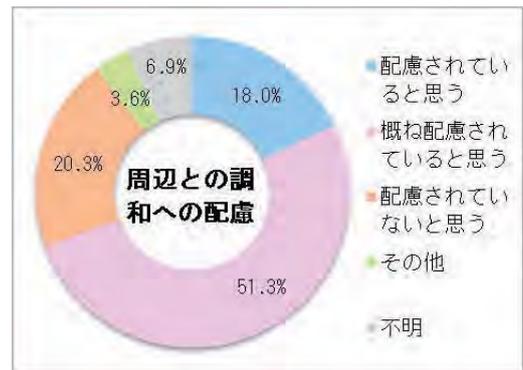
〔公共サインの相互の統一性や一体感〕

「市内に現在設置されている各種の公共サインは、形状やデザイン・色調などは、相互の統一性や一体感が感じられるものになっていると思うか」については、「良く感じられると思う」と「なんとなく感じられると思う」の合計が約68%を占める一方で、「感じられないと思う」も2割を超えています。



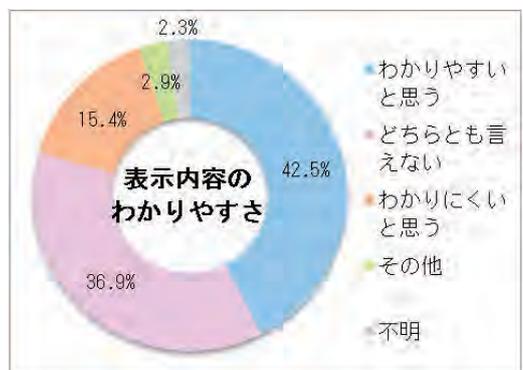
〔周辺との調和への配慮〕

「市内に現在設置されている各種の公共サインの形状やデザイン・色調などは、各々のサインが設置されている場所の周辺の景観やまちなみとの調和に配慮されていると思うか」については、「配慮されていると思う」と「概ね配慮されていると思う」の合計が約 69% を占める一方で、「配慮されていないと思う」も 2 割を超えています。



〔表示内容のわかりやすさ〕

「市内に現在設置されている各種の公共サインの表示内容は、わかりやすいものになっていると思うか」については、「わかりやすいと思う」の回答者は約 43% にとどまっており、「どちらとも言えない」と「わかりにくいと思う」の合計が半数を超えています。

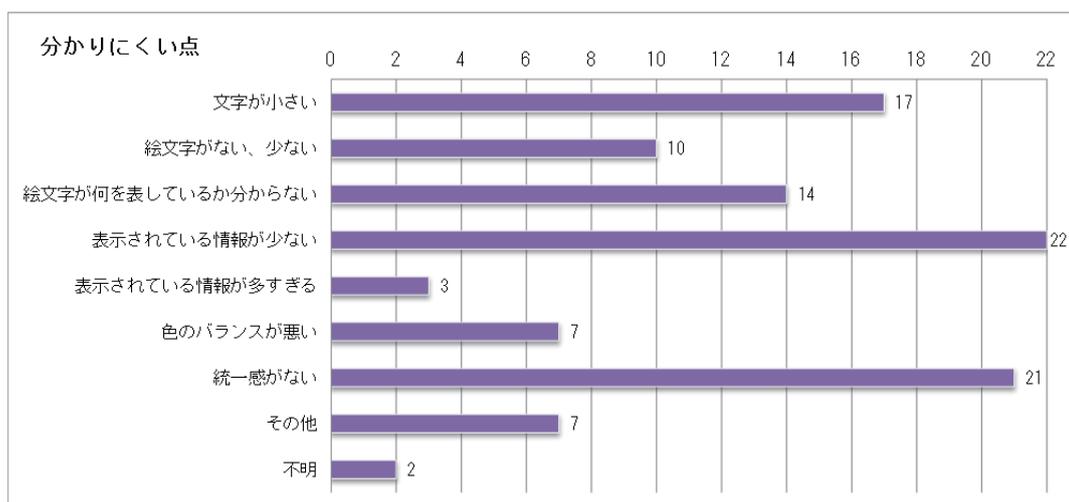


〔表示内容のわかりにくい点〕

〔※ 上記の設問における「わかりにくいと思う」の回答者：47 票への限定質問、複数回答〕

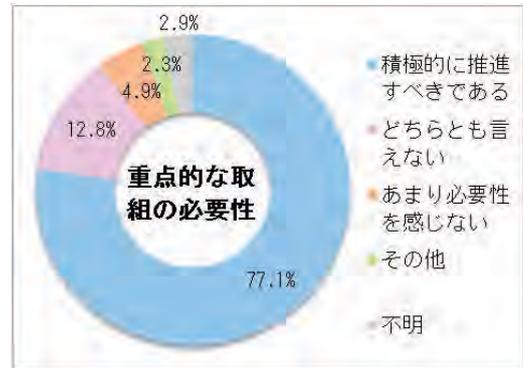
「市内に現在設置されている各種の公共サインは、どのような点がわかりにくいと思うか」については、「表示されている情報が少ない」や「統一感がない」ことをわかりにくい点として指摘する回答が 4 割を超えています。

また、文字や絵文字について、「小さい、少ない」や「何を表しているかわからない」などをわかりにくい点として指摘する回答も多くなっています。



〔重点的な取組の必要性〕

「市が今後、わかりやすく統一感のある公共サインの設置に重点的に取り組むこと」については、「積極的に推進すべきである」が8割近くを占めており、「あまり必要性を感じない」は5%と非常に少なくなっています。



(4) 自由意見の概要

回答者の約4割の方から自由意見の記述をいただいております。それらの中の公共サインに関連する意見を分類すると概ね以下のように整理できます。

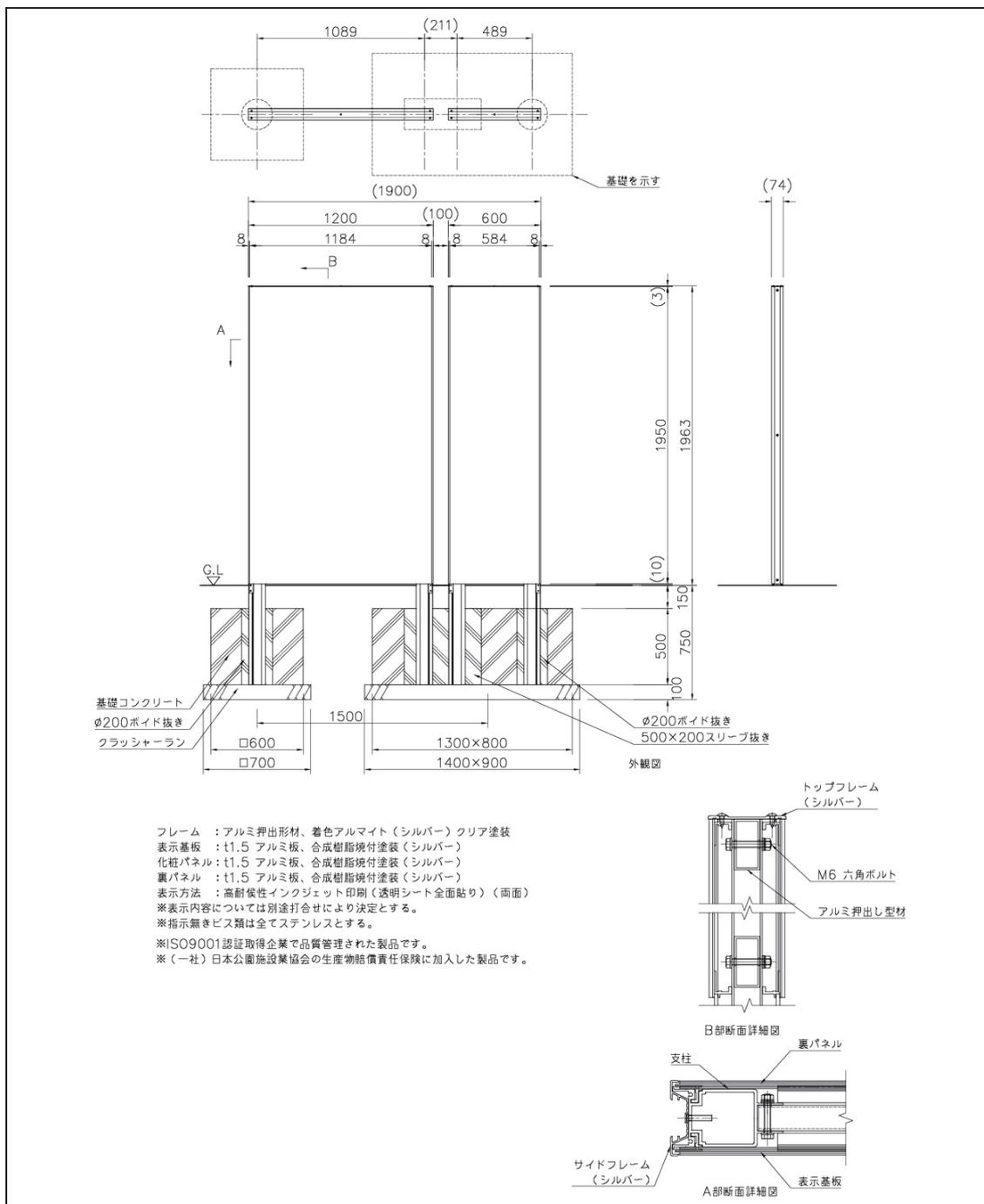
分類		意見等の概要
公共サインの現状の問題点に関する指摘	維持・管理が不十分	◇古いもの、サビや劣化のあるものが多い ◇周辺の街路樹等が剪定されていないため隠れて見えにくい
	案内が不十分	◇高速道路 I.C などの市の玄関口から市内の主要観光地までの案内が少ない ◇市街地内の駐車場の案内が少ない
	表示内容がわかりにくい	◇文字が小さくて見にくい ◇表示のしかたや色彩がまちまち
今後の公共サインのあり方に関する提案	わかりやすさの充実	◇子どもからお年寄り、外国人など皆にわかりやすい配慮 (ルビや大きさ、外国語表記など) ◇夜間にも見えやすい工夫 (LED など) ◇方向だけでなく、距離や所要時間も表示 ◇両側から見えるように設置 ◇音声案内等のサービスの充実
	統一感の創出	◇規格・色彩・デザイン等のガイドラインの策定 ◇エリア毎のテーマやコンセプトの設定
	市の個性等のPR	◇甲府市らしさの表現 (市を象徴するカラー、市のシンボルマーク、歴史的な要素、遊び心のあるキャラクターなどを表示)
	連携による取組	◇市だけでなく、県との連携や調整 ◇観光地などの活性化の取組との連携 ◇沿道の住民・店舗等との連携による清掃や看板類と公共サインの調和
	効率的な整備	◇優先度を考慮しながらコストを抑える工夫 ◇耐久性のあるものを採用して更新を減らす ◇設置前に様々な人のチェックを受ける

2 標準サンプルの構造図

以下に示す構造図については、あくまでも参考図であり、寸法を含めた構造を規定するものではありません。よって、設置する公共サインや設置場所の周辺環境を考慮する中で、安定計算を行い、適宜構造を決定することとします。

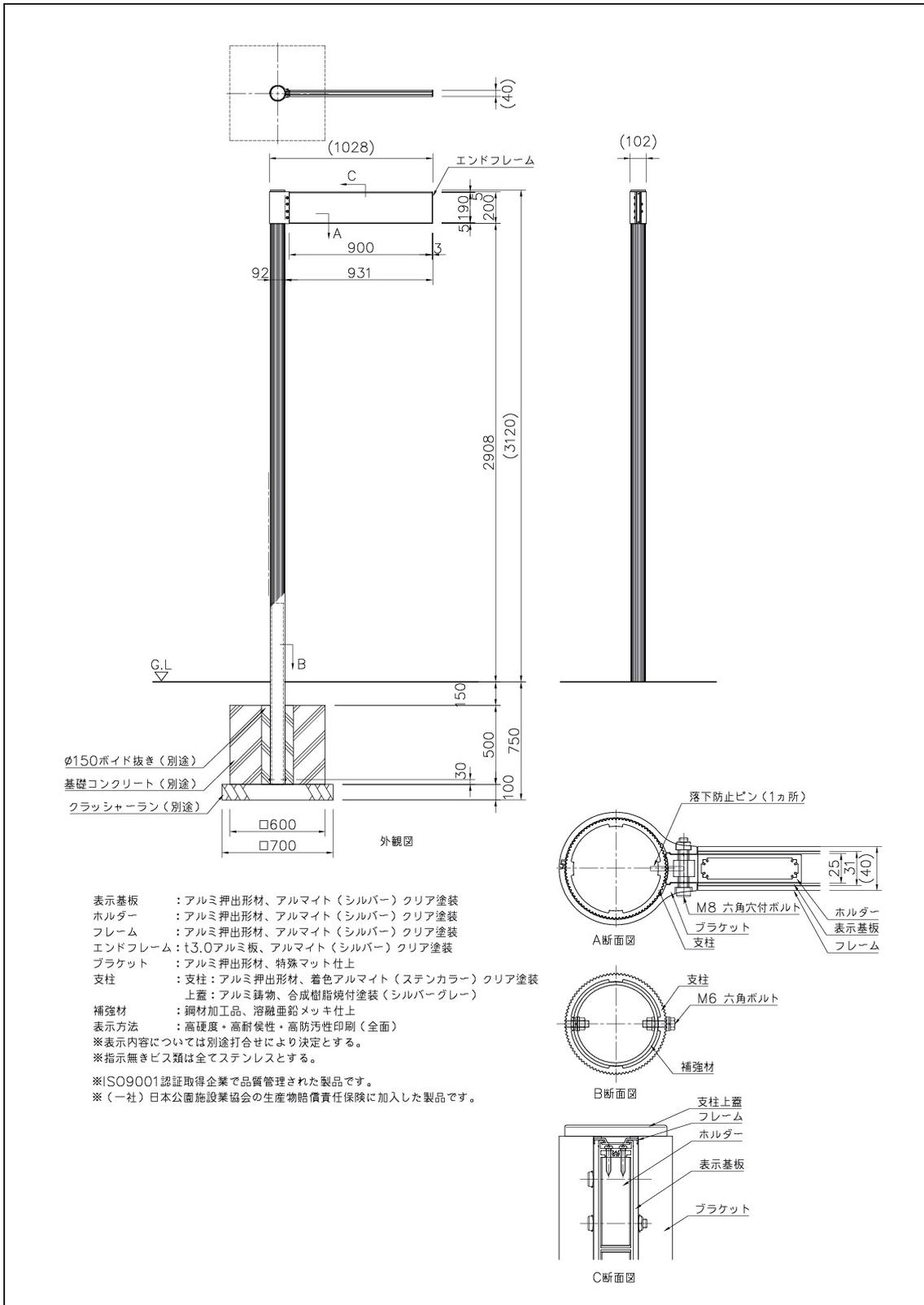
また、支柱色については、グレー系を基本とし、材質が鋼管の場合は亜鉛メッキ、材質がアルミの場合はアルミの素材色を基本とし、特に周辺景観に配慮する必要がある場合については、ダークブラウン等適切な支柱色とします。

(1) 案内サインの構造図

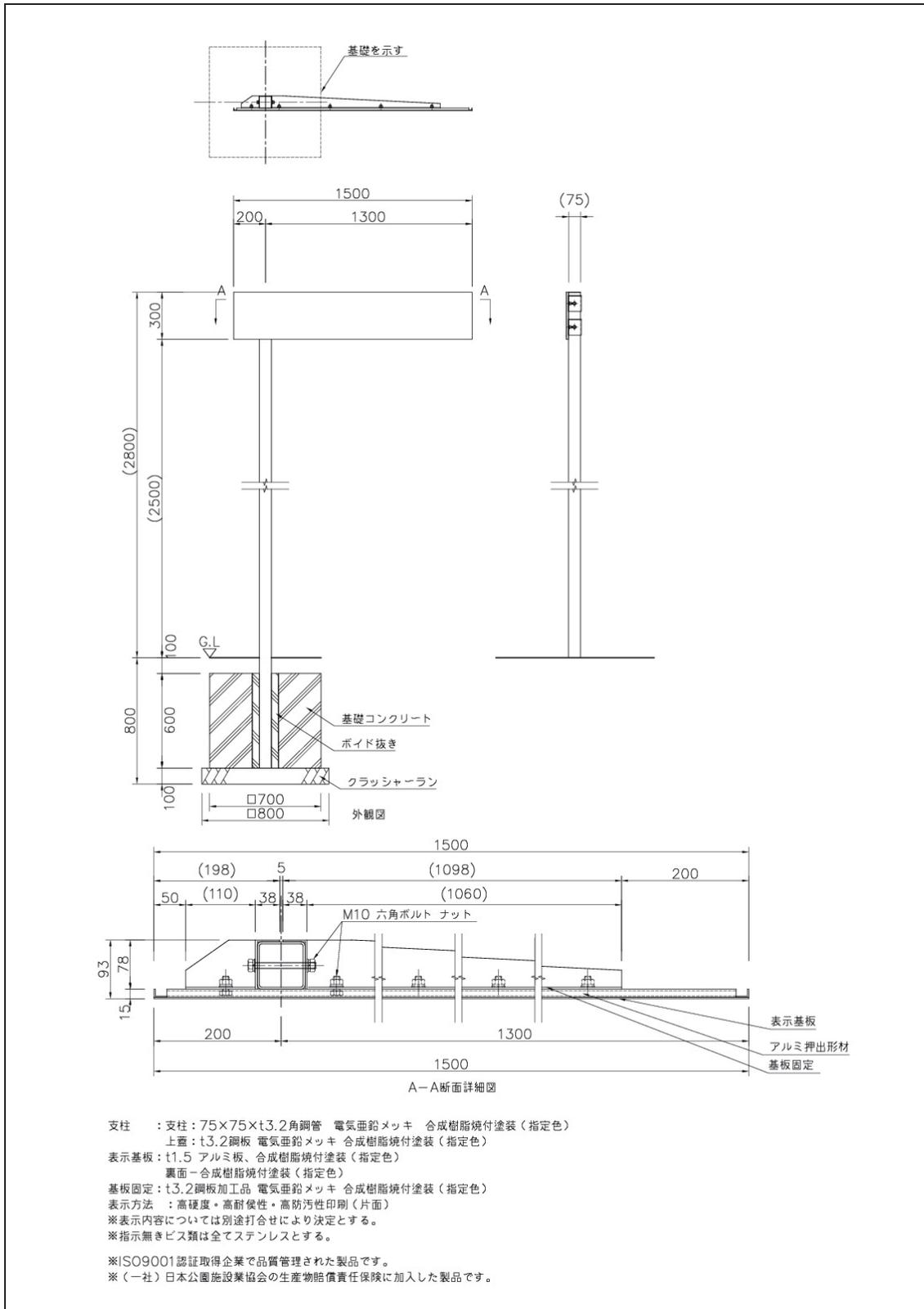


(2) 誘導・記名サイン (矢羽型) の構造図

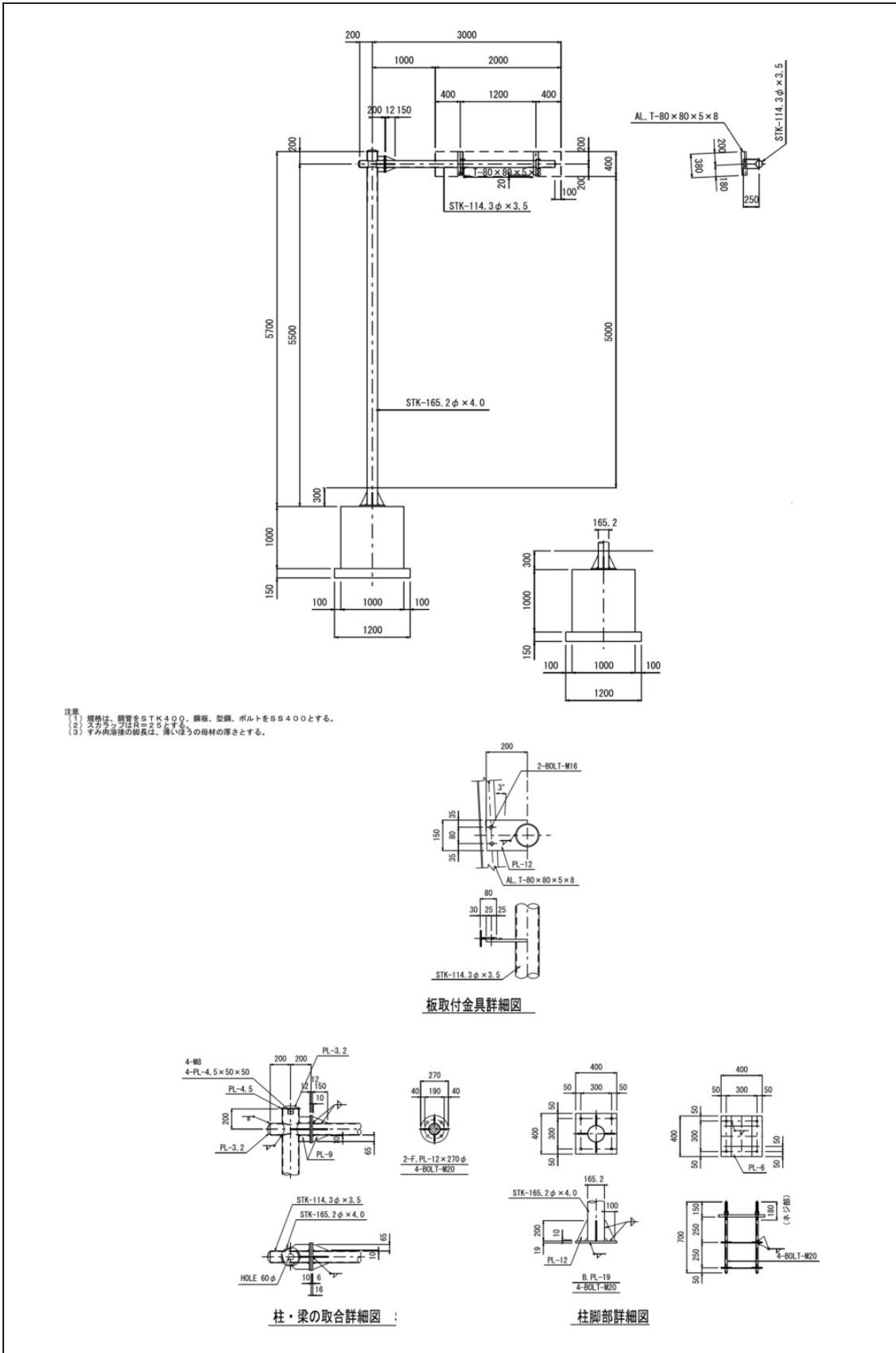
(歩行者用)



(歩車兼用)



(車両用)



甲府市公共サイン計画

発行：甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
☎ 055-237-1161 (代)
HP <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

平成 29 年 3 月



K O F U Since 1519